

《論 文》

# 初代駐仏公使鮫島尚信の右大臣岩倉具視宛書簡について（下）

松田 清

目次

はじめに

1. 発見にいたる経緯
  2. 書簡の書誌
  3. 書簡本文の翻刻と現代語訳
  4. 書簡本文の解説(1)—ベルリン公使の任命赴任を巡る問題—
  5. 書簡本文の解説(2)—イタリア国王・ドイツ皇帝の動静—
  6. 書簡本文の解説(3)—ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡—
  7. 書簡本文の解説(4)—王政復古の挫折とマクマオン大統領の任期問題—
  8. ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡鮫島訳の翻刻
  9. ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡の原典
  10. ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡のフランス語訳  
[以上、本稿（上）、本誌14号に掲載済み]
  11. 教皇書簡鮫島訳の検討 [以下、本稿（下）]
  12. 皇帝書簡鮫島訳の検討
  13. ビスマルクの文化闘争と岩倉使節団
  14. ドイツ福音同盟会と岩倉使節団
  15. 真宗僧島地黙雷のビスマルク観
  16. フェヌロンの信教自由論
- おわりに

## 11. 教皇書簡鮫島訳の検討

便宜上、第8章に示した鮫島訳の「平仮名交じり文」によって、原文のフランス語訳を鮫島がどのように翻訳したのか、段落毎に検討しよう。

アヴァス通信のフランス語訳の導入文は「教皇の皇帝宛て書簡」とのみ記しているため、鮫島は訳文の題目において、「皇帝」を「日耳曼帝兼普魯西王」とより詳しく紹介している。

一千八百七十三年八月七日バチカン府に於て羅馬法王より日耳曼帝兼普魯西王に贈るの書訳文

頃日余竊かに貴政府の廟算を察するに、將に稍羅馬加特力教宗を崩壊せんとするに似たり(1)。私かに怪む。貴政府は何の目的有て而して彼に加ふるに斯の慘酷を以てす。余自ら試に之を心に問ふに亦た其の故を解すること能はず。又側かに聞く。陛下は固より貴政府の所為を喜ばず。嘗て(2)其の羅馬加特力教宗を待つ所以の事を咎むること有りと。(3)知らず。果して信なりや。

(1)原文の de plus en plus (ますます) を「稍く」と訳し、原文にない「～に似たり」を付け加え、原意を弱めている。catholicisme はカトリックの教義・思想、教会を含んだ概念であるが、これを「羅馬加特力教宗」と訳す。「加特力」のルビは『米欧回覧実記』に頻出する「『カトレイキ』教宗」の呼称に従い、引用者が付した。「カトレイキ」はオランダ語 catholijk の蘭学時代の読み方によるものと思われる。「教宗」はもともと禪宗の用語で教外別伝の禪宗からみて經典によって教義を説く他宗をさした言葉である。

(2)原文の religion catholique を catholicisme と同様に「羅馬加特力教宗」と訳し、両語を区別していないところから、「教宗」を religion (宗教) の訳語と認めることができる。「羅馬加特力教宗を待つ所以の事」は la rigueur des mesures prises contre la religion catholique (カトリック教に対して講じられた厳しい施策) の漢文脈の訳文として興味深い。「待つ」は漢語で、対応する、扱うの意である。

(3)「知らず。果して信なりや。」は原文にない追加というよりは、むしろ、原文の次の段落冒頭の Mais s'il est vrai que (しかし、～が真実であれば) の条件文の誤訳であろう。

曩まきに陛下余に賜ふに手簡を以てし、(4)恩諭つぶさ具に至る。(5)是れに由よりて是を觀れば、今日貴政府の政は(6)豈あに必しも皆な陛下の意いでに出し所ところの者ならんや。陛下は当まさに貴政府耶蘇教の爲めに施す所ところの事状慘酷倍さんかくばい長ちやうするを以て、(7)而して之を怪かいとは為さざるべきなり。(8)如し果して暴酷や已まざる時は則ち恐くは或は廟算破れて而して至ほうさんあやう至き危あやうからん。(9)是れ余陛下の爲めに心を焦して而して深く憂ふる所ところの者なり。

(4)me semblent prouver suffisamment (十分に証明しているように思われる) の訳文であろう。

(5)漢文脈特有の表現で、原意を補ったものである。

(6)これも漢文脈で、原文の Votre Majesté ne les approuve pas (陛下は承認されない) および vous ne pouvez pas approuver (陛下は承認できない) を踏まえた反語表現である。

(7)si, dis-je, Votre Majesté n'approuve pas que (もし、本当に、陛下が～をお認めにならないのであれば) の条件文の誤訳である。「怪」は「快」の誤記かもしれない。そうであれば、ひどい誤訳とは言えない。

(8)原文の条件文を一応踏まえているが、帰結文の Votre Majesté n'arrivera-t-elle pas alors à se convaincre (陛下は～と確信するに至りませんか) は省略して訳出されていない。

(9)原文にはない、追加である。鮫島の訳文は、条件文を重ねた論理的な構成をもつ原文の構文を捉えきれず、教皇の気持ちを忖度した語句を補っている。フランスの反教皇至上主義派の新聞記事では、ces mesures n'ont d'autre effet que de miner son propre trône (こうした措置は陛下の玉座を蝕む結果しか生まない) の語句に、教皇の冷徹な脅迫を読み込むものが多かった。

今いま余將まさに敢て余の信心を吐き以て陛下に言はんとす。(10)余常に奉ほうずる所ところの旌旗は即ち真信を表するの物なり。加しかのみならず之こ教法を説く余等の如

きは普く衆庶に諭すに、唯誠信を以てするのみ。縦令ひ吾が羅馬加特力教宗に非ずして而して新教宗門徒なるも亦た將に之が為めに(11)教誡すること有らんとす。(12)凡そ一たび洗礼を受けし者は其の貴賤を論ぜず一に皆な法王に属する者なり (引用者注：下線部は圏点ルビ)。

(10)直前の文章にたいして、その理由をしめず、car (なぜならば) の構文を無視している。

(11)原文の remplir un de mes devoirs, qui consiste à dire la vérité (私の義務のひとつ、真理を語る義務を果たす) の意識である。

(12)直前の文章に対して、その理由を示す接続詞 car (なぜならば) の構文を無視している。また、原文の à quelque point de vue que l'on se place ou de quelque façon que ce soit, sans que j'aie à m'expliquer ici à cet egard. (いかなる観点からであれ、いかなる仕方であれ、ここではこの点を説明する必要はありませんが) を「貴賤を論ぜず」と簡単に省略してしている。しかし、鮫島がこの訳文に圏点ルビを付して強調し、これに対応するドイツ皇帝書簡の引用箇所にも圏点を付けていることは、鮫島が国家と宗教の関係をめぐる、この往復書簡の根幹部分をはっきりと認識していたことを示している。

陛下依旧の殊恩を以て(13)余の言を信じ、而して今日貴政府当さに為すべき所ろの事件を明思勇行するは毫も疑を容れざるなり。冀くは陛下をして余の信実恭敬を容れしめ併て(14)陛下と余と俱に上帝の一視同仁を受んことを。以て吾が上天に祈る。

ピー第9世

(13)原文の Je suis persuadé que Votre Majesté accueillera mes observations (陛下が私の見解を歓迎されると確信しております) の積極的意味を訳出していない。

(14)Dieu (キリスト教の神) の訳語としての「上帝」は中国古代の天帝をさす言葉を借りたもので、たとえば、初期の英漢辞典として知られるメドハースト『英漢辞典』(W.H. Medhurst, *English and Chinese dictionary*. Shanghai, 1847-1848.) は God, the Spreme Being の訳語として上帝、天帝の二語を与え

ている。鮫島は「天帝」と「一視同仁」という漢学知識を援用して、Je prie Dieu d'embrasser Votre Majesté et moi dans une même compassion（神に祈ります、陛下と私を同じ慈愛のなかで抱擁されんことを）を「陛下と余と俱に上帝の一視同仁を受んこと。以て吾が上天に祈る」と訳している。

総じて、原文の条件文と帰結文、理由をしめす接続詞を用いた論理的な構文が、漢文脈の訳文によって崩れ、訳出されない語句も多いが、原文の大意は把握されていると評価できる。

## 12. 皇帝書簡鮫島訳の検討

前章と同様に、便宜上、第8章に示した鮫島訳の「平仮名交じり文」によって、原文のフランス語訳を鮫島がどのように翻訳したのか、段落毎に検討しよう。

同年九月三日<sup>ベルリン</sup>伯靈府に於て<sup>ゼルマン</sup>日耳曼帝兼<sup>プロイス</sup>普魯西王より<sup>ローマ</sup>羅馬法王に答ふるの書  
法王陛下余に賜ふに依<sup>い</sup>旧<sup>きゅう</sup>懇篤の書を以てす。余欣謝何ぞ任へん。(1)陛下<sup>ちかご</sup>近<sup>ちかご</sup>ろ我が日耳曼国政府教宗を裁制するの事を聞く所ろ有り。乃ち八月七日の書を以て之を余に告げ、以て余をして<sup>ま</sup>当さに(2)陛下等の疑心を明解すべきの機を得せしむ。(3)余最も之を感謝す。如し我が政府教宗を持つ<sup>の</sup>の事状聡聞に達する所ろの者をして皆な信而已ならしむれば、則ち陛下は必ず当さに我が政府は余の言を容れずして而して<sup>しょうこう</sup>縦行することありと為さるべし。

(1)原文 les rapports qui vous sont parvenus touchant les affaires d'Allemagne（ドイツ問題について聖下のもとに届いた報告）に対応する訳文と思われる。

(2)原文 l'occasion de réctifier les erreurs（誤りを修正する機会）に対応する誤訳である。「陛下等の疑心」ではなく、les erreurs qui (...) ont dû se produire dans les rapports（報告中に生じたにちがいない誤り）である。

(3)原文 Je m'en réjouis d'autant plus que vous me fournissez ainsi

l'occasion（機会を私に提供して下さっただけに一層うれしく存じます）の構文 d'autat plus que～を無視している。

(4) 夫れ我が国政たるや只現今成立の法律あるのみ。豈に他の 籌策あらんや。凡そ我が政府の為す所ろの者は一として国帝即ち余之許可する者に非ざるは無し。然らずんば則ち行ふこと有ること能はず。(5) 是れ我が普魯西国政府為政の大経なり。特り恨らくは我が国一部の民羅馬加特力教宗門の者、(6) 二年而來其の教宗を擁し我が政府に抵抗し、以て我が国数百年間安寧の教法を攪擾せんと企ること有り。是の時に当て不幸なる哉。(7) 若干の僧徒も亦た畜に斯の説を善しとする而已ならず、主張煽動し公然我が政府に敵する者あり。陛下睿明聡達豈に聞かずや。目今畜に欧邏巴列国中のみならず海外諸邦に至ても亦た或は如斯の弊事あることを。

(4) 原文 La constitution de nos Etats est telle qu'il ne peut pas en être ainsi. (我々の諸邦共通の憲法は、そのような事態がありえないものです) の非人称構文が理解できなかったための誤訳である。ドイツ語の原文 Nach der Verfassung Meiner Staaten kann ein solcher Fall nicht eintreten (我々の諸法の基本法によれば、そのようなことは起こりえません) の構文をそのまま直訳したフランス語であれば、理解できたはずである。また、憲法とそれに基づく法律、施策の関係もここでは理解されていない。

(5) 原文にはない、漢文脈の追加である。構文上、「大経」を constitution の訳語とはみとめられない。

(6) 原文 depuis deux ans, un parti politique (二年以来、一政党を) にあるキーワード「一政党」を「教宗」と誤訳している。

(7) 原文 plusieurs prélats catholiques (カトリックの高位聖職者がいくにんも) は単なる「若干の僧徒」ではなく、司教などカトリック教会の指導者をさしている。

余素とより(8) 僧徒及び之に属従する者(9) 何ぞ如此ことを為すの原由を推索せず。(10) 只上帝余に任ずるに我が政府を統御するを以てするを信

ず。故に我が国人民をして皆に康福を得せしめんとするに過ぎざるのみ。  
(11) 上帝ひと一たび余に斯の大責を任ず。余なん奚ぞ敢て日夜べんべん黽勉し以て明命を奉  
じ、苟くも我が政府に抗し而して(12) 国事を害する者あらば則ち之の予防  
せざるを得んや。

(8)原文 les prêtres et les fidèles de l'une des religions (諸宗教のうち一宗教の司祭と信者たち)の「一宗教」はカトリックを指しているが、この語句は訳出されていない。

(9)原文 soutenir les ennemis de tout ordre dans leur lutte contre l'Etat (国家に対して戦いをいどむあらゆる類いの敵どもを支援する)が訳出されていない。なお、les ennemis de tout ordre はドイツ語原文 den Feinden jeder staatlichen Ordnung (全国家秩序の敵ども)の誤訳である。

(10)原文 mais mon devoir est de protéger la paix et de sauvegarder le respect dû aux lois dans les Etats dont le gouvernement m'a été confié par Dieu. (私の義務は、私が神から統治を任された諸邦において、平和を庇護し、遵法精神を保護することです)を意識している。「平和を庇護し、遵法精神を保護する」の部分が「人民をして皆に康福を得せしめんとする」と誤訳されている。

(11)原文 Je sens que je dois compte à Dieu de la manière dont je remplis ce devoir royal. (私はこの国王たる義務をいかにして果たすか、神に対して責任を感じるのです)を漢文脈によって意識している。

(12)原文 Je défendrai l'ordre et les lois dans mes Etats contre toute attaque (我が諸邦における秩序と諸法をあらゆる攻撃から守るつもりです)の意識。「国事を害する者」の観念に導かれて、原意から離れた訳になっている。

且つ余は神教国の帝王と為り(13) 僧徒の爲めに常に施為なきこと能はず。(14) 余おも以え爲らく、(15) 羅馬ローマ加カ特ト力リキ教宗僧徒を以て之を他の耶蘇教宗僧徒に較れば、(16) 最もま当まさに国帝は上帝の命を奉じて時に従て而して処分するの国法したがに循あひ而して人事の務を為すべきことを知らざる者或は多からんと為す。(17) 嗚呼。陛下に服従する所ろの宗徒も亦た或は其の教法を擁し竟に今日我が政府をして多少の謀算を勞せしむるに至れり。

(13)原文 je suis tenu (...) de remplir aussi ce devoir royal contre les serviteurs d'une Eglise (教会の奉仕者に対してこの国王としての義務をも果たさねばなりません) の意識。

(14)原文 à mon grand regret (まことに遺憾ながら) の誤訳。

(15)原文 les serviteurs d'une Eglise qui, je le suppose, ne reconnaît pas moins que l'Eglise évangélique ~ (福音教会と劣らず~を認める教会、そのように私が推測する教会の奉仕者) の同等比較構文を誤解し、挿入句 je le suppose を無視した訳文である。ローマ・カトリック教会と対比される福音教会 (Eglise évangélique、プロテスタント教会) を「他の耶蘇教宗」と訳したのは、évangélique (福音書の教えによる、新教の) の意味が理解できなかったためである。

(16)原文 l'obligation d'obéir à l'autorité temporelle comme à une émanation de la volonté divine qui nous est révélée. (我々に啓示される神の意志の発現と同様に、世俗的権威にも服従する義務) の義務は教会の義務について、すなわち教会が世俗権力に従う義務についていわれているが、訳文では国王の義務と誤解している。

(17)原文 Un certain nombre d'ecclésiastiques soumis à Votre Sainteté re-nient, à mon grand regret, en Prusse, la doctrine chrétienne à ce point de vue et mettent mon gouvernement, qui est appuyé par la grande majorité de mes peuples, tant catholiques qu'évangéliques, dans la nécessité de veiller à l'observation des lois par des moyens temporels. (聖下に服従する聖職者のなかには、大変遺憾なことに、この観点に関して、キリスト教の教説を否認し、カトリック、新教を問わず我が人民の大多数の支持を得ている政府をして、諸法律の遵守を、世俗的手段によって監視する必要に至らしめる者たちが、相当数います) を漢文脈で要約しているが、「聖下に服従する聖職者」を「陛下に服従する所の宗徒」と誤訳し、反政府的な一部の聖職者と「カトリック、新教を問わず我が人民の大多数の支持を得ている政府」の対立を捉えていない。これは ecclésiastique (聖職者) の語義理解が十分でなかったことによる。

<sup>こいねが</sup> 冀くは陛下斯の実情を照鑑し陛下に属従する者(18) 過度の権を有する



を懲戒し以て蠢民無知の騒乱を治め而して我が国今日の患うれいを除かんことを。余又た以おもえ為らく、耶蘇の教法は(19)苟くも陛下に上帝の前に盟ちかふ所の者は(20)固もとより当まさに斯等これらの国政に關すべき者に非ず。(21)況いわんや誠信無二の者に於てをや。是れ余は(22)陛下奉ずる所の神旗の下に(23)座して而して自ら恥ちえんなき所以の者なり。

(18)原文 à la faveur d'une déplorable falsification de la vérité et d'un abus de l'influence ecclésiastique. (真実のひどい歪曲と聖職地位の乱用を誘発する)に対する誤訳。

(19)原文 comme je le jure devant Dieu à Votre Sainteté (神の御前に聖下に宣誓しますように)の接続詞 comme の用法が漢文脈の「苟も～者は」の構文によって誤解されている。

(20)原文 rien à faire avec ces menées (このような陰謀とは無関係です)の誤訳。

(21)原文 il en est de même de la vérité (真理についても同様 [に無関係]です)の非人称構文を漢文脈の「況んや～に於てをや」の構文で解釈している。

(22)原文 sous sa bannière invoquée par Votre Sainteté (聖下の言及された真実の旗のもとに)の誤訳。

(23)je me range sans aucune réserve (いかなる留保もなく列ぶ)の誤訳。

但ただし余敢て陛下の一言に抗せざるを得ざること有り。(24)是れ或は陛下の過誤しかれならんや。然しかども陛下の信心より出る所ろの者なり。陛下云ふ、(25)一たび洗礼を受けし者は貴賤となく皆な陛下に属すると(翻刻者注：下線部は圈点ルビ)。余以て然らずと為す。何者となれば、則ち余の祖宗已来我が国人と共に奉信する所ろの(26)神教を以てせば、上帝の前に在ては則ち(27)耶蘇に非ずして而して豈あに他の介導者を須たんや。是れ陛下は固もとより知る所ろなり。抑そも信心各相殊おのおのあいことなりと雖ども何ぞ(28)俱おなじに同く斯の世に寧生すること能はずと為なんや。(29)余斯の言と信実恭敬とを併せて以て之を陛下に捧げんことを希望す。

(24)原文 bien qu'elle ne repose pas sur des rappports erronés, mais sur la foi de Votre Sainteté (誤った報告ではなく聖下の信念に基づくけれども)の下線部を「陛下の過誤」と誤訳。

(25)この訳文の圈点は原文にはなく、鮫島が付けたもので、この往復書簡の根幹をなす教皇の断言の重要性を鮫島が認識していたことを示す。

(26)原文 la foi évangélique (福音信仰)を「神教」と訳している。(15)で l'Eglise évangélique (福音教会)を「耶蘇教宗」と訳したと同様に、évangélique の意味の理解が不十分である。

(27)Notre-Seigneur Jésus-Christ (我等が主イエス・キリスト)を「耶蘇」とのみ訳す。しかし、教皇の断言に対する反論の文章全体、すなわち

Or, la foi évangélique que je professe, ainsi que mes ancêtres, avec la majorité de mes sujets, comme Votre Sainteté doit le savoir, ne nous permet pas d'admettre, dans nos rapports avec Dieu, d'autre intermédiaire que Notre-Seigneur Jésus-Christ.

(ところが、我が先祖と同じように、そして聖下は御存知のはずですが、我が臣民の大多数とともに、私の信奉する福音の信仰は、神と我々との関係において、我等が主イエス・キリスト以外の仲介者を認めることを我々に許しません)

の鮫島訳は、

何者となれば、則ち余の祖宗已来我が国人と共に奉信する所ろの(26)神教を以てせば、上帝の前に在ては則ち(27)耶蘇に非ずして而して<sup>か</sup>豈に他の介導者を<sup>ま</sup>須たんや。是れ陛下は固より知る所ろなり。

のように、冒頭の<sup>いかん</sup>小前提を導く接続詞 Or (ところが)を「何者となれば」と理由の接続詞に取り違え、また、漢文脈の反語文を用いているが、ほぼ正確に大意を把握している。

(28)原文 vivre en paix avec ceux qui ne partagent pas notre foi (我々の信仰を共有しない人々と平和に暮らす)の下線部は訳出されていない。

(29)原文 faire agréer à Votre Sainteté l'expression de mon dévouement et de mon respect personnel (聖下に、私の忠誠と私の内なる尊敬の念を表し奉ります)の構文把握が十分ではない。

以上、総じて、文章の論理構造を示す、理由 (car)、小前提 (or) の接続詞、非人称構文、優等比較 (d'autant plus que)、同等比較 (ne pas moins que) の構文を無視し、接続表現 (是れに由て是を觀れば、然らずんば則ち)、反語表現 (豈、奚)、程度の進展を示す表現 (況んや～に於てをや)、感嘆詞 (嗚呼) など、原文にはない漢文脈の修辭によって、原文の論理構造を崩している。語彙の面では、カトリックの聖職者 (ecclésiastiques)、高位聖職者 (prélats)、司祭 (prêtres)、信徒 (fidèles) の区別、Eglise évangélique (福音教会) の意味、憲法 (constitution) と法律 (lois) の関係など、キリスト教および法学の基本語彙の知識に欠けている。

こうした欠点は、鮫島のフランス語学習歴の短さを示している。それは鮫島の経歴をみればやむを得なかった。鮫島が第一次薩摩藩留学生のひとりとして日本を発ち英国に向かった元治2年(1865)3月の時点では、日本のフランス学は全くの黎明期であった。鮫島はそれまでに、鹿児島藩校造士館時代に漢学と蘭学を修め、長崎および藩洋学校開成所で英学、さらに留学先のロンドン大学で1865年6月から1年余り英学を専攻し、その後アメリカを経て慶応4年(1868)5月帰国した。鮫島がフランス語学習を本格的に始めたのは、1871年6月、パリで勤務を始めてからと思われる。しかも、公使館開設準備に始まる激務のなかでのフランス語学習であったはずである。この年の夏、パリ在住20年というフランス通のイギリス人フレデリック・マーシャルを公使館で雇用し、鮫島はフランス語外交文書の書き方から、外交事務一般をマーシャルから学んだ。

1873年10月16日にパリの主要新聞が一斉に報じた、この教皇とドイツ皇帝の往復書簡の翻訳草稿は、貧弱なフランス語力を十分に自覚しながらも、なおもその本旨をみずからつかみ取りたいという鮫島の執念を感じさせる。

鮫島はフランス語文法の知識をもたず、語彙力もキリスト教知識も不十分であった。こまかく採点すれば誤訳は数え切れない。しかし、漢文脈のために文章の論理展開は原文から離れているが、大意は把握されていると評価できる。漢学の功罪半ばする翻訳ともいえよう。

### 13. ビスマルクの文化闘争と岩倉使節団

#### ビスマルクの「親話」

1873年3月15日夜、外務大臣・宰相ビスマルクは岩倉使節団の主だった面々を公邸の晩餐会に招待した。翌日の『フォッシシェ・ツァイトウング』紙によれば、招待客は30人。そのなかに鮫島尚信、内相オイレンブルク伯、帝国官房長官デルブリュック、帝国議会議長ザムゾン博士、国会議員4名、フォン・ライト大佐、レールダンツ、クイッファーなど使節団に随行したドイツ人も含まれていた<sup>(1)</sup>。

晩餐会が終わったあと、ビスマルクは「別室」で岩倉と副使の木戸孝允・久保利通・伊藤博文・山口尚芳<sup>ますか</sup>の4名に、「幼時ヨリノ実歴」を「親話」した。4人は、「各<sup>おのおの</sup>飲<sup>つく</sup>を罄して帰館」したという。ビスマルク曰わく、「方今世界ノ各国、皆親睦礼儀ヲ以テ相交ルトハイエトモ、是全く表面ノ名義ノミニテ、其陰ニ於テハ強弱相凌キ大小相侮ルノ情形ナリ」、自分は小国プロイセンに生れ、英仏列強が植民地を有し、国益に合わせて国際法をおろそかにするのに抗して「国権自主」を守ってきた、「日本ニ於テモ親睦相交ルノ国多シト雖国権自主ヲ重ンスル日耳曼国ノ如キハ其親睦中ノ尤モ親睦ナル国ナルヘシ」<sup>(2)</sup>と。4人はこのアピールを受け、ビスマルクに親近感を抱いたかもしれない。

この「親話」は『米欧回覧実記』『伯林府ノ記 上]、『岩倉公実記』の両方にほぼ同文の翻訳が引用されている。前者の引用の導入文に「本日ノ享会ニ於テ、侯親<sup>みずか</sup>ヲ其幼時ヨリノ実歴ヲ話シテ言フ」とある。「享会」(宴会)は「別室」で行われた会をさすのであろう。「親話」の内容からして、30名の招客を前にして行った演説とは到底思えない。久米は引用末尾に、

交際ノ使臣、相宴会スル際ニ、此語ハ甚タ意味アルモノニテ、此侯ノ辞令ニ嫻<sup>う</sup>ヘルト、攻略ニ長セルトヲヨク識認シテ、玩味スヘキ言ト謂ツヘシ。<sup>(3)</sup>

と外交官への警告を付け加えている。「辞令ニ嫻<sup>ナラ</sup>ヘル」は『史記』屈原・賈生列伝で楚懷王の寵臣屈原が文辞に習熟していたことを述べた言葉であるが、こ

ここでは「応接の弁に長けた」という意味のようだ。『史記』には続けて、屈原「出れば則ち賓客を接遇し、諸侯に應對す。王甚だ之を任ず」とある。「交際ノ使臣」であった鮫島尚信もこの「親話」を耳にした可能性が高い。

以下に、ビスマルクの文化闘争（カトリック弾圧）に対する岩倉具視、木戸孝允、久米邦武、それぞれの評価を考察する。三人がビスマルクから外交術の洗礼を受けたことも念頭に置く必要があるだろう。

### 久米邦武のビスマルク観

『米欧回覧実記』における宗教事情の記述に共通する特徴は、著者の久米邦武が漢学の素養を生かして、客観的叙述に比較文化的考察を重ねていることであろう。「第一篇米利堅合衆国ノ部」の末尾で、すでにその比較文化的考察の大枠が示されている。

曰わく、西洋における『聖書』と東洋における四書・仏典を比較すれば、その社会浸透度は『聖書』が四書・仏典に圧倒的に優り、とくに合衆国は熱心なプロテスタント社会である。しかし、ヨーロッパはカトリックとプロテスタントが歴史的抗争を繰り返しており、合衆国に比較して教会の影響力が減退し、社会の世俗化が進んでいる。世俗化にともない教会にかわる「モラルヒロソフィー」（道徳哲学）が唱えられているが、中身はキリスト教の抜粹にすぎない。そこで、東洋の儒教を「モラルヒロソフィー」として盛んに研究しだした。

西人近年儒書ヲ訳シテ反覆講究シ、謂フ孔子ハ誠実篤行ノ人ナリ、明善ノ要ハ、基督教ト互ニ相發スルモノ多シ、他ノ諸教ノ及フ所ニアラス、或ハ以謂フ、是「モラルヒロソフィー」ナリ、宗教ト趣ヲ異ニシテ、国ノ風教ニ大益アリト<sup>(4)</sup>

一方、日本は儒教を棄てキリスト教に学ぼうとしている。数十年後には、東洋の精華が西洋に移り、西洋の汚穢がすべて東洋に集まることになりかねない。識者は前もって「苦慮」（苦い思いで憂慮）すべきである、という文化防衛論である。

この考察のなかで世俗化の客観的事実として引用されるのが、ガリバルディ

のリソルジメントによる教皇世俗権の否定すなわち教皇領併合（1870）であり、ビスマルクのイエズス会追放（1872）<sup>(5)</sup>である。

若夫僧徒ノ弊害ニ至テハ、一二ヲ以テ挙ケカタシ、伊太利ノ「ガリバルヂー」氏ハ、法王ノ権ヲ<sup>くじ</sup>折キ独逸ノ「ビスマルク」氏ハ「ヂュスイット」宗ヲ驅逐セリ (...) <sup>(6)</sup>

久米によれば、キリスト教のなかで、現今日本で宣教に最も成功しているのは、文明国が棄てたギリシャ正教（希臘「カドレイキ」）であり、次にローマ・カトリック（羅馬「カドレイキ」）である。

殊ニ「ヂュスイット」宗尤モ行ハル、「ビスマルク」氏カ逐フ所ナリ、而シテ「プロテスタント」教ノ如キハ、文明国ノ正ニ宗トスル所ニシテ、尤モ行レス、嗚呼我棄レハ、彼取テ之ヲ修明シ、彼棄レハ我取テ沈溺ス、数十年ノ後ニハ、東洋ノ精華、尽ク西洋ニ輸送シ、西洋ヨリ汚穢ヲ挙テ、東洋ニ集メントス、識者預メ苦慮セサルベケンヤ <sup>(7)</sup>

しかし、かといって、久米は「プロテスタント」教の日本移入を歓迎はしない。この時点ではむしろ、文明化のためのプロテスタント移入を主張するプロテスタント系啓蒙家に警鐘をならす立場である<sup>(8)</sup>。久米がこの考察の中で注目している「モラルヒロソフィー」について、山崎渾子（2006）は在米小弁務使として岩倉使節団の世話をした森有礼の教示が考えられるという<sup>(9)</sup>。他方、当時アメリカで流布していたウインスロー『道徳哲学要綱』（Hubbard Winslow, *Elements of Moral philosophy*. New York, 1858）の影響もあったかもしれない。内容はキリスト教道徳を説くものであるが、箕作麟祥訳『泰西勸善訓蒙後編』（明治6～8年）の原典である<sup>(10)</sup>。

「モラルヒロソフィー」は「第三編欧羅巴大洲ノ部上」「第五十五卷 <sup>フロイス</sup>普魯士ノ総説」でも、ビスマルクの文化闘争の情勢を叙述する箇所、プロイセン国内の動向として言及される。

一般ノ民風、宗教ヲ篤信スルコト、米英人ノ如クナラス、学者多ク羅馬教

会ノ弊ニコリ、往往ニ之ヲ論シ、「モラルヒロソヒー」ヲ以テ風教ヲ維持スルノ説アリ、婦人モ礼拝日ニ寺ニ詣<sup>いた</sup>り、説教ヲキクニ怠ルモノ多キニ至ル、近年政府ト、羅馬法王トノ間ニ、不和ヲ生シ、是カタメニ大ニ国安ヲ動揺サレ、現今ニモ其紛紜未タ已マス、<sup>(11)</sup>

以上2つの引用文から明らかなように、久米は「モラルヒロソフィー」をキリスト教道徳に代わるべき世俗道徳と捉えている。しかし、久米は社会の世俗化を強権的に推進するビスマルク政府が教皇の反動を招き、国内不安定に陥っているドイツの状況について、ビスマルクの独裁的傾向に原因を求め、比較文化的考察を加える。

久米によれば、西欧政治の基本は「自主」であり、そのゆえに西欧は富強である。春秋戦国時代に斉の太公望が過度に「民性を矯揉する」政策を採らず、「礼は其の俗に従う」政策により斉を富強にしたのと同じである。ところが、ビスマルクは改革を強行し、ドイツ帝国の連邦諸国を「矯揉すること甚だしく」、ウィルヘルム皇帝の憂慮を招いた。皇帝こそ文明国に相応しい実に誠実な指導者であって、日本とは正反対である、という。すなわち、久米は、ビスマルクと皇帝との路線対立を紹介しつつ、日本の上からの急激な西欧化に対する警鐘を大著『米欧回覧実記』の中に忍び込ませたのである。原文を引用する。

西洋ノ政ハ、自主ヲ主トス、古ヘ斉国ノ政ニ似タルアリ、故ニ国力寢寢ト強シト雖トモ、貴族勢力ヲ有シ、豪家兼并シ、政權ハ往往民權ニ屈スルニ至ル、日耳曼帝維廉<sup>ウリヤム</sup>ト「ビスマルク」氏トノ英邁不出世ヲ以テ、独逸ノ聯邦ヲ合一スルハ、易易タルヘキカ如キモ、猶其俗ニ從テ治ムルハ、其慮<sup>おもんばか</sup>ル所深シ、曾テ伯林ニアリテ聞ク、「ビスマルク」氏少シク普国太子ト隙アリ、其所以<sup>ゆえん</sup>ヲ問ヘハ日、「ビスマルク」氏ノ聯邦ヲ処スルニ、往往ニ改革スル所アラントス、太子謂フ「ビスマルク」威望ニ矜リ、功名ヲ貪リ、聯邦ヲ矯揉スル甚タ過ク、善後ノ計ニアラスト、ソレ「ビスマルク」氏ハ、老練熟達ノ賢相ナリ、而テ太子ハ青壯有為ノ年ヲ以テ、反テ其果決ヲ慮ル、文明国ノ政ヲナスモノ其慥慥爾タル如此キハ、日本ト反対ナリ、<sup>(12)</sup>

## 木戸孝允のビスマルク観

儒教を世俗的な道德哲学として評価する西欧の動向に共感し、キリスト教の性急な移入を危惧する久米邦武も、ビスマルクの強権的なカトリック弾圧には、社会の安定を欠くとして批判的であった。これに対し、木戸孝允は久米よりもさらに反キリスト教的であり、カトリック弾圧を進めるビスマルクを積極的に支持し、維新政府の禁教政策をビスマルクのイエズス会追放政策によって正当化しようとした。

その経緯を述べよう。岩倉使節団が滞米中、留守政府は諸県に流配されていた浦上キリシタンのうち改宗者を長崎へ帰郷させ、本籍復帰させる太政官布告（第36号、明治5年2月7日）を諸県あてに出した<sup>(13)</sup>。同年8月（旧暦）、これをロンドンで知るや、木戸孝允は、留守政府の「内閣員」あてに書簡を送った。

袖書きに「愚論は如此、真之入御内見候までに付、必他へは御示し無之様相願申候」とあり、密信である。この書簡のなかで、木戸は問題の太政官布告を「寛恕の御沙汰」と呼びながら、「如何可有之哉」（いかがなものが）と疑問を呈し、その軽率さに対して、ビスマルクのカトリック弾圧政策とドイツ諸国に導入された「ナポレオン・コード」（フランス民法典）をめぐる論争を例に引き、慎重な熟議の必要性を説く。これらの例は、木戸がベルリンから呼び寄せた青木周蔵の教示によるものと考えられる。難解な箇所もあるため、〔 〕内に読み下しと解釈を補った現代語訳を付す。

さてまた宗旨一条に付（欧州の来<sup>(ママ)</sup> 曆を見るに、元より進歩し、人民是に及ぶといへども有智者不臨其時に〔其の時に臨まず〕しては難能事<sup>よくしがたきこと</sup>と窺へ申候）今でも已に本邦におひて種々議論御座候通、人心之信仰終に不可防、元より御遠策不待言候得ども内政未整、必然寛恕の御沙汰に至候而も如何可有之哉、又一患害も難計奉存候、至近<sup>(ママ)</sup> 孛国のごとくゼスイート（則カドレキー<sup>(ママ)</sup> 之一種に而日本に来る此派不<sup>すくなからざる</sup> 少よし）尽く国外へ放逐し、総而孛教之学校へ入るはこれを禁ず（欧州におひて此こと尤難し）、是はズ<sup>(ママ)</sup> スマルクー己之了簡に而も無之、有力先生等之熟論する所より出ると言ふ、是に付候而も、法律之定立する如き争片時事も得と御詮議被仰付候上ならでは、如何可有之哉、ナポレオンコード之如き其条件におひては当



時議論不少、必竟取彼に〔彼に取り〕而も<sup>かなわず</sup>不適、我は終に其患害相生じ、  
各国も是等に<sup>ため</sup>苦みし例し不少よし御座候。(14)

(現代語訳)

さてまた宗旨〔信教の自由〕の一件については（欧州の歴史を見ると、もちろん進歩して〔プロテスタントの〕人民はこれに到達していますが、有識者はその時に臨まなければ〔カトリックに信教の自由を〕能く認め得ないことのように見えます）、今も前から本邦において種々議論がありますように、人心の〔キリシタン〕信仰は最終的には防ぐことができません。もちろん予防策〔の必要〕は言うまでもありませんが、内政は未整備です。やむなく寛恕の御沙汰を出されるに至ったのですが、いかがなものでしょうか。もうひとたび患害も起りかねないと思います。最近、プロイセンなどはイエズス会（すなわちカトリックの一種で日本に来るこの派は少なくない由）をことごとく国外へ放逐し、すべてプロイセン国教〔新教〕の学校に入ることを禁じました（欧州においてこの措置はもっとも難しいことです）。これはビスマルクひとりの考えではなく、有力な先生方が熟議して出した結論と言います。これにつけても、法律で定めるような片時を争う事案も十分な審議を命ぜられないかぎり、いかがなものでしょうか。ナポレオン民法典などは、その〔導入〕条件について現在〔欧州で〕議論が少なくありません。結局、彼にとっても適さず、我はついにその害悪が生じたりなどと、各国もこれらの事で苦しんだ例が少なからずあるとのことです。

### 岩倉具視のビスマルク観

岩倉具視も木戸と同じく、ビスマルクのイエズス会追放政策をもって維新政府の禁教政策を正当化する。浦上キリシタン改宗者の本籍復帰を命じた、同じ明治5年2月7日の太政官布告に関連して、岩倉は1872年（明治5）9月23日（旧暦8月21日）付けでロンドンから三条実美にあてた長文の書簡において、以下のようにカトリック弾圧をより具体的に報じ、ドイツ国内でのビスマルク評価を肯定的に伝えている。これも青木周蔵のもたらした情報と推定される。

法教寛恕ノ事、自由トカ何トカ、最早今日ニテハ断然御所置可然之説主張

之者も之有哉之趣、尤無御助才御事とハ存候得共、此一事ハ決而御施行無之様存候、尤終々ノ所ハ御遠慮ナクテハ不叶義と存候事ナガラ、既ニ帝国ニ而カトリキ教ノ内ゼズイットノ徒断然廢シ、僧徒迄国境追放ノ次第、右ハ政府上ニ大害有之趣（此宗旨ヤ則日本長崎渡来ノ輩也）、其外学校ニハ必僧侶携リ候筈ノ国風ノ所、此度急渡廢止候旨ニ而、此所置ニ於而ハビスマルク功業仏ニ戰ヒ勝タルヨリモ高シト有志士大賛称候<sup>(15)</sup>（下線、引用者）

（現代語訳）

宗教的寛容、〔宗教の〕自由とか何とか、もはや今日では断然御措置あってしかるべし、という説を主張する者も〔政府内に〕いるとか。いかにも御如才のないこととは存じますが、この一件は決して御実行なさいませんように存じます。もっとも結局は深謀遠慮を持っていただかなくては叶わないと思うところですが、すでに〔ドイツ〕帝国ではカトリック教のうちイエズス会を断然廢止し、〔同会の〕僧徒まで帝国領外へ追放の次第となりました。右は政府に大害をなすためです（この宗派たるや日本の長崎へ渡来した輩<sup>やから</sup>です）。そのほか学校には必ず〔監督官として〕聖職者が従事する決まりという国ぶりでしたが、このたび厳しく廢止した由です。この措置におけるビスマルクの功業はフランスに勝ったことよりも高いと、有志の人士は大いに稱賛しております。

原文中「其外学校ニハ必僧侶携リ候筈ノ国風ノ所、此度急渡廢止」は国民教育の世俗化をはかるために、学校監督官の任命権を教会から奪い国家の先決事項とし、学校監督官から聖職者を排除した「学校監督法」（1872年3月11日、明治5年2月3日）を指すものであり、これを対仏戦勝利よりも高く評価した「有志士」とはプロテスタントではなく、プロイセンの反聖職者主義政党、急進党が該当すると思われる。しかし、このとき青木周蔵がどこまで詳細な情報を提供したかは分からない。

## 14. ドイツ福音同盟会と岩倉使節団

福音同盟会（Evangelical Alliance）は1846年、ロンドンで、ヨーロッパの

プロテスタント各派の融和 (harmony) と宗教的自由 (religious liberty) の擁護、および種々の協同事業を目的として設立された国際協力組織であり<sup>(16)</sup>、国際大会をロンドン (1851)、パリ (1855)、ポツダム (1859)、ジュネーヴ (1863)、アムステルダム (1867)、ニューヨーク (1873) と4年ごとに開催していた。宗教的自由の擁護には、トルコやロシアに対して活発な国際活動を展開した<sup>(17)</sup>。

福音同盟会日本支部はキリシタン禁制の高札撤去 (1873年2月24日、太政官布告) 後、同年12月2日に、関東地方在住のプロテスタント宣教師たちが教派を越えて、横浜のアメリカ・オランダ改革派教会宣教師 S. R. ブラウン宅に集まり、結成された。しかし、宣教師たちは1861年1月の初週祈祷会以来、毎年の初週祈祷会を通じて相互の連携協力をすすめ、1866年1月14日には世界各地の福音同盟会にあて、日本の高札撤去を祈禱するよう請願書を送った。また、1871年5月には明治政府によるキリシタン迫害の事実を詳述した書簡を福音同盟会本部に送り、各支部がそれぞれの政府を通して岩倉使節団に圧力を加えるように要請した<sup>(18)</sup>。

### 福音同盟会への応答書

これを受けて、ロンドンの福音同盟会本部代表はまず岩倉使節団の到着前に、休暇を取って帰国中のイギリス公使ハリー・パークスに会い、日本における宗教的自由の擁護活動への支援を求めた。しかし、パークスは外圧に強い警戒心をもつ日本政府にも配慮したという<sup>(19)</sup>。

福音同盟会の岩倉使節団への直接的働きかけとその成果は、同盟会の月刊機関誌『エヴァンジェリカル・クリスチヤニズム』(Evangelical Christendom. A Monthly Chronicle of the Churches) が、各国における宗教的自由の擁護活動報告に混じる形で、ロンドン本部、パリ、ベルリン、ストックホルム各支部それぞれの代表団と岩倉使節団との一連の会見報告を掲載している。これによれば、岩倉使節団は各地で、福音同盟会からのキリシタン禁制撤廃と宗教的自由の要求に対して応答書を渡したが、正使・副使6名全員の署名があるのはベルリン支部に対する応答書のみである。しかも、ドイツの新聞紙上に掲載された応答書のドイツ語原文が福音同盟会機関誌の英文要約<sup>(20)</sup>よりも詳しく史料的価値がある。そこで、まず、ロンドン本部、パリおよびストックホルム支部に

対する応答書の要点を『エヴァンジェリカル・クリスンダム』誌上の英文記事によって概観し、つぎにベルリン支部代表団との会見を詳しく考察する。

1872年12月10日、ロンドンのバッキンガム・パレス・ホテルで行われた岩倉使節団との会見で、同盟会代表エベリー卿（Lord Ebury）は事前に渡した覚書のなかで、岩倉使節団に、「帰国後は貴帝国の国主（your Imperial Master）に、キリスト教に対するすべての禁令（all enactments against the Christian religion）が陛下の統治される全国で撤廃されることを我々は心底より希望している旨を陛下にご奏上賜りますよう」懇請した。これに対し、「イワクラ・ツウロミ首相（His Excellency Iwakura Tuuromi, Prime Minister of Japan）」は「教育その他の手段によって、日本国民の文明化を進め、宗教的自由への道のあらゆる障害を取り除くこと（to remove all obstacles in the way of religious freedom）は我が政府の望むところである」と応答し、ポケットから巻紙（a scroll）を取り出して読み上げ、それをエベリー卿に手渡した。曰く「ただ今、日本における迫害に言及されましたので一言申し上げずにはおられません。『最近日本で、キリスト教の導入と容認を禁ずる勅令（the imperial laws against the introduction and profession of Christianity）が再公布された』との説は正しくありません。我が政府は、臣民のために最善を尽くし、公民的のみならず、より大きな宗教的自由の精神（a spirit of greater religious, as well as civil, liberty）を育むことを望んでおります」<sup>(21)</sup>。

『エヴァンジェリカル・クリスンダム』1873年3月1日号は、福音同盟会パリ支部が岩倉使節団へ提出した請願書（Address）と使節団の応答書載せる。この請願書は使節団のバリ滞在を「我等が聖なる主（our divine Master）の地球上の出来事に及ぼす超越的支配力」の証左と説明し、「主は諸国民すべてが一人の牧羊者に一団のごとく導かれることを約束されている」と述べた上で、「宗教的自由という偉大かつ神聖な大義（the great and sacred cause of religious liberty）に使節団諸氏の注意を喚起」し、長期にわたって残酷な迫害を受けてきた諸教会の代表者たる福音同盟会として、「これまでに日本で公布されたキリスト教徒への禁令を遅滞なく撤廃するよう懇請」する旨を帰国後に日本の皇帝陛下に奏上されたいと要望した。キリスト教の教義に基づくこうした長文の要請書に対して、岩倉は「日本使節団（The Ambassadors of Japan）」の名による簡略な応答書を読み上げた。曰く「日本国政府の希望は国

民の最善の利益を増進するために全力を尽くし、国民が最高度の文明に段階的に到達することにあります」。

ロンドン、パリ、ベルリンでの会見のあと、最後の会見となった福音同盟会スウェーデン支部と岩倉使節団との会見は、1873年4月28日、ストックホルムで行われた。『エヴァンジェリカル・クリスダム』1874年6月2日号掲載の会見記事はスウェーデン支部代表団の一員の執筆になり、世界中の政府に「真の国民的繁栄の源泉である宗教的自由の言い尽くしがたい祝福」の確立を切望する福音同盟の姿勢を強く打ち出している。これに対する岩倉使節団の応答書は「貴国が益々繁栄し、福音同盟会がこれまで同様に真の公民的、宗教的自由の進展に貢献されんことを希望」しつつ、日本における宗教的自由については、「我が政府は、臣民のために最善を尽くし、公民的のみならず、より大きな宗教的自由の精神 (a spirit of greater religious, as well as civil, liberty) を育むことを望んでおります」と、ロンドンでの応答書とまったく同一の文言を使用し、岩倉具視、伊藤博文、山口尚芳の三名が署名している。

執筆者は記事の最後に、岩倉使節団に対して、ヨーロッパ各地の福音同盟会が一貫して「日本における大義」たる宗教的自由を推奨した結果、「我らがぬるま湯的な友人のなかには (some of our lukewarm friends)、一致協力したキリスト者の行動力に感化され、より好意的かつ友情ある態度を示すものが現れた」と総括している。署名者三名から受けた印象を期待を込めて述べたのであろう<sup>(22)</sup>。

### バイエルン地方紙の記事

ストックホルムに先立つ岩倉使節団のベルリン滞在は1873年3月9日から3月28日のわずか20日間であった。この短い滞在中、使節団は、「説教壇条項」(1871年12月)、「学校監督法」(1872年3月)、「イエズス会法」(1872年7月)によって弾圧を受けたカトリック側の発信する情報に接する機会はなかったようである。

一方、プロテスタント側からは、1873年3月19日、すなわちビスマルクの「親話」から4日後に、福音同盟会 (Evangelische Allianz) ドイツ支部代表団の訪問を受けた。この日、代表団は岩倉使節団をホテルに訪ね、日本における「宗教の自由」公認と「禁教令の廃止」を求める請願書を提出した。これに対

し、岩倉使節団は岩倉大使と4人の副使の署名入り応答書を渡した<sup>(23)</sup>。このような重要問題について、大使と副使全員の署名入り応答書を米欧回覧中に、プロテスタント、カトリックいずれにせよ、国際組織に渡した例は他にないようだ。これらのドイツ語原本も和文の副本も伝存不明である。

この請願書と応答書の手交について、ベルリンの保守系新聞『新プロイセン新聞』(Neue Preussische Zeitung)の1873年3月25日号とバイエレンの地方紙『キツチンゲン新聞』(Kitzinger Anzeiger)1873年3月27日号が記事を掲載した。『新プロイセン新聞』の記事はウルリヒ・ヴァッテンベルク(2002)に簡単な紹介がある。しかし、請願書、応答書の全文が明らかでない。とくに岩倉は応答書で、「日本は伝統を異にしているが、使節団としては宗教的自由という原理に関して西洋におけるよき経験を考慮していきたいと思う」と応答し、「福音主義教会連盟の要請を受け入れる旨」を記した自身と4人の副使の署名入り文書を渡した、という<sup>(24)</sup>。新聞記事のドイツ語原文で確認する必要がある。

一方、『キツチンゲン新聞』の記事をみると、『新プロイセン新聞』の長大な記事を短く要約したものらしく思われる。そこで、先に『キツチンゲン新聞』、次に『新プロイセン新聞』の記事全文を掲げ、内容を比較検討しよう。それぞれに和訳を付し、注目すべき箇所は和訳の下線で示した。

Berlin, 26 März. (...)

Die japanesische Gesandtschaft empfing am 19.d. eine Deputation des deutschen Zweiges der Evangelischen Allianz, bestehend aus: Graf v. Egloffstein, Oberhofprediger Dr. Hoffmann, Geh. Justizrath Drogand, Prediger Erxleben und Professor Dr. Meßner. Die Herren überreichten eine Adresse, die auf Gewährung der Religionsfreiheit für Japan und Abschaffung der dem Christenthum entgegenstehende Edikte abzielte. In Erwiderung auf die Adresse sang — denn so will es die Sitte seines Volks (wie ein Bericht in der N. Evang. Kirchenzeitung bemerkt) der japanesischen Botschafter eine von den sämtlichen Gesandten unterzeichnete zustimmende Antwort, welche die Zuversicht ausspricht, daß der Fortschritt der Kunst und Wissenschaft wie die Freiheit der Mei-

nungen sich von Europa aus auch nach Japan verbreiten werde. — Das sind freilich Dinge, von welchen die Wortführer der sogenannten Allianz in ihrer Heimat nichts wissen wollen. Übrigens hat (wie neulich aus Frankreich gemeldet worden) die japanesische Regierung die Edikte gegen das Christenthum schon aufgehoben und die gefangenen japanesischen Christen freigelassen.<sup>(25)</sup>

(和訳)

ベルリン、3月26日 (…)

日本使節団は19日、フォン・エーグロフシュタイン伯、宮廷主任牧師ホフマン博士、ドローガント枢密院法律顧問官、エルクスレーベン牧師、博士メスナー教授からなる福音同盟会ドイツ支部代表団の訪問を受けた。一行は日本における宗教の自由 (Religionsfreiheit) の許可とキリスト教禁教令の廃棄を求める請願書を手渡した。この請願書に応じて、日本の大使は使節全員の署名入り応答書 (unterzeichnete zustimmende Antwort) を「唱えた (sang)」——というの (『新福音教会新聞』に報告があるように) 彼の国民的習慣がそうさせるのである。この文書は、芸術・学問の進歩と言論の自由 (Freiheit der Meinungen) がヨーロッパから日本へ拡大することを確信すると表明していた (Zuversicht ausspricht)。——このことは、もちろん、上記同盟の本国の議長はまだ何も知らない。そのうえ、日本政府は (最近フランスから情報が届いたように) キリスト教禁令をすでに廃棄し、捕らえられていた日本人キリスト教徒たちを解放した。

「メスナー教授」(Hermann Meßner, 1824-1886) はベルリン大学教授・神学者、福音同盟会ドイツ支部幹部、『新福音教会新聞』(Neue Evangelische Kirchenzeitung) 主筆であった。「同盟の本国の議長はまだ何も知らない」とあるので、この文書交換はベルリン支部がイギリスの同盟本部と連携せずに、独自に準備したことがわかる。岩倉大使が応答書を「唱える」ように読み上げたことについて、『新福音教会新聞』の記事を参照させている。この記事は未確認であるが、主筆のメスナー教授が記者に提供した情報であろう。

パリからもたらされたキリスト教解禁の報とは、明治6年2月24日のキリシ

タン禁制高札撤去（太政官第68号布告）——「従来高札ノ義ハ一般熟知ノ事ニ付向後取除キ可申事」——を、期待を込めて解禁令のように拡大解釈したものであった。また、キリスト教徒解放の知らせとは、続いて同年3月14日の太政官達（無号）により、諸県に預けられていた非改宗の残留浦上キリシタン（達は1938人とする）の帰籍を諸県に命じたことをいう。

高札撤去の拡大解釈のルーツは、フランスの代理公使チュレンヌ伯爵が2月24日付で、パリの外務省大臣へ送った、「日本政府はキリスト教禁止令を廃止したところであり、目下1870年の追放キリスト教徒の解放にとりかかっている<sup>(26)</sup>」との電報であった。しかし、チュレンヌの後任バルテルミーは高札撤去は必ずしもキリスト教解禁を意味しないと指摘していた<sup>(27)</sup>。

浦上キリシタン非改宗者の帰郷が完了すると、拡大解釈は東京の列国外交団に共有されたようだ。パリの共和派保守系新聞『19世紀』（Le XIXe siècle）紙1873年10月15日号に掲載された、無名氏の8月9日付「日本便り」（草津温泉発）はチュレンヌ伯の外交上の功績と帰任を知らせる形で、明治6年（1873）6月末頃の「キリスト教解禁」状況を次のように伝える。

6月末頃、在京の欧州列国外交団が日本政府と交渉を行い、成功をおさめた。反キリスト教の諸政令の廃止の件である。信教の完全な自由（la liberté absolue des cultes）はまだ宣言されていないが、当地では、旧政令の廃止にほとんど等しい措置が取られたとみなしている。宗教的理由でなお捕らえられたり流配になったりしていた数百人の本国人たちが、直ちに自由の身になった。こちらではいかなる意味においても、もはや迫害は問題になりえなくなったのである。<sup>(28)</sup>

### 『新プロイセン新聞』の記事

『新プロイセン新聞』（Neue Preussische Zeitung）の1873年3月25日号記事は、3月19日、岩倉使節団滞在中の「オテル・ド・ローム」で行われた福音同盟会ドイツ支部代表団と岩倉大使との会談内容を参加メンバーの氏名とともに、詳しく報じている。

支部代表団長フォン・エーグロフシュタイン伯の挨拶、これに対する岩倉の返答、代表団の請願書、使節団大使・副使全員の署名した応答書の全文を読む



ことができる。記事からは、福音同盟会ドイツ支部書記・ベルリン大学神学教授・『新福音教会新聞』主筆であったメスナー教授が会談全体のプロモーターであったことが推定される。ホテルでの文書交換、新聞報道に至るまで、相当の事前準備が必要であり、そのために日本側の協力者がいたはずであるが、詳細不明である。

記事および請願書の冒頭で、使節団がロンドンおよびパリで福音同盟会の挨拶を受けたことが言及されているが、これも詳細不明である。記事末尾にみえる『新福音教会新聞』からの引用文で、上掲の『キッチンゲン新聞』記事と異なり、福音同盟会ロンドン本部をロンドン支部としているのは、この国際組織がプロテスタント各派の融和をめざす水平的な連合組織であったため、そのような表現になったかもしれない。請願書は冒頭で、福音同盟会を「本協会はプロテスタントのすべての教会と国々を信仰と愛の共同体のなかに包摂しております」と説明している。

代表団の一人エルクスレーベン (Louis Theodor Erxleben, 1833-1894) 牧師はこの記事によって、ルター派ではなく、同胞教会 (Brüdergemeinde)、すなわちモラヴィア兄弟団 (Herrnhuter Brüdergemeine) の牧師と分かる。この牧師の存在はプロテスタント各派の融和をはかる福音同盟会の性格を示している。挨拶をした代表団長は支部長アンドレアス・フォン・ベルンシュトルフ伯 (Andreas Graf von Bernstorff, 1844-1907) の代理として署名している。ベルンシュトルフ伯はのちに行政法学者となり、ビスマルクに重用されたが、1869年、25歳で福音同盟会ドイツ支部委員会を立ち上げ、翌年支部長に選ばれた<sup>(29)</sup>。

記事全文の翻刻は次の通り。翻刻に当たって、段落と綴りは原文通りとした。ただし、請願書と応答書の和訳は注目すべき箇所の下線を入れ、適宜原語を補った。それぞれの署名欄は原文をもとにレイアウトを変更し、分かりやすくした。

Die japanische Gesandtschaft und die Evangelische Allianz.

Auf in Berlin, wie nicht lange zuvor in London und Paris, hat (so berichtet die N. Ev. K. Z.) die Evangelische Allianz die Anwesenheit der japanischen Gesandtschaft benutzt, um derselben ein Wort der Theil-

nahme und der Wahrheit zu sagen. Eine Deputation ihres deutschen Zweiges, bestehend aus Graf. v. Egloffstein, Oberhofprediger Dr. Hoffmann, Geh. Justizrath Drogand, Prediger Erxleben von der Brüdergemeinde und Professor Dr. Meßner, versammelte sich am 19. d. M., Vormittag 10 Uhr, im Hotel de Rome, um eine Adresse zu überreichen, die auf Gewährung der Religionsfreiheit für Japan und Abschaffung der dem Christenthum entgegenstehende Edicte abzielte.

Der Empfang, den die Deputation fand, war ein sehr freundlicher. Namens derselben ergriff Graf v. Egloffstein das Wort, um zu bezeugen, wie es der Deputation des deutschen Zweiges der Evangelische Bundes zu besonderer Ehre und Freude gereiche, die Kaiserliche japanesische Gesandtschaft in der Hauptstadt des deutschen Reiches begrüßen und derselben die aufrichtigsten Wünsche für den Erfolg ihrer bedeutungsvollen Rundreise aussprechen zu dürfen. „Es wird“ (sagt er) „Ihrer Beobachtung nicht entgangen sein, wie bei aller nationalen Verschiedenheit der Völker Europas und Amerikas die eigentliche Grundlage der sittlichen Größe und des materiellen Wohlstandes doch überall dieselbe ist. Es sind dies die Segnungen des Evangeliums und der religiösen Freiheit, die von allen evangelischen Christen Deutschlands auch für Ihr Land erbeten werden.“ — In der längeren Erwiderung, welche der erste Gesandte, Vice-Premierminister Iwakura auf diese Ansprache folgen ließ, wurde der europäischen Civilisation, so wie der von dem Führer der Deputation besonders hervorgehobenen Grundlage derselber volle Anerkennung gezollt. Sei auch die bisherige Entwicklung Japans eine von der hiesigen verschiedene gewesen, so würden doch die hier gemachten erfreulichen Erfahrungen in Betreff des Principes der Religionsfreiheit nicht ohne Einfluß auf sein Vaterland bleiben. Das demselben kundgegebene Interesse sei ihm von hohen Werth und verpflichte zu besonderer Erkenntlichkeit.

Hierauf verlaß Professor Meßner die folgende Adresse: „Excellenzen! Sie haben in London und Paris ein herzlich gemeintes, ehrenbietetig

gesprochenes Wort der Evangelischen Allianz freundlich angehört. Wir sind die deutschen Vertreter dieses Bundes, welcher in der Gemeinschaft der Glaubens und der Liebe alle protestantischen Kirchen und Nationen umfaßt. Gestatten Sie auch uns, im Namen des allmächtigen Gottes Sie, die Abgesandten eines erlauchten Kaisers zu begrüßen und Ihnen unsere aufrichtigen Segenswünsche mitzugeben für die Rückkehr in Ihr Vaterland. Aus den fernen Osten sind Sie in die Hauptstädte des Westens gekommen, um die Einrichtungen und Sitten der europäischen Völker kennen zu lernen. Lassen Sie es uns Ihnen aussprechen, daß Alles, was Sie an Cultur und Macht, an Kunst und Wissenschaft bei uns finden, hervorgesachsen ist aus der Wurzel unseres Glaubens an der lebendigen Gott, der die Fülle seiner unendlichen Liebe gegen alle Menschen geoffenbart hat in seinem Menschengewordenen Sohne, unseren Herrn Jesu Christo. Darum kennt die evangelischen Kirche, der wir angehören und deren Heimath Deutschland ist, keinen Gewissenszwang und keine äußerer Gewalt. Ihr Kraft liegt allein in der überwältigenden Liebe Gottes, die sie den Seelen verkündet, damit sie erleuchtet und willig gemacht werden, Ihm zu dienen. Der ewigen Wahrheit dieses allen Bedürfnissen des menschlichen Herzens entsprechenden Religion, wie sie in der Bibel als dem Worte Gottes enthalten, und der Freiheit des Gewissen in unseren Gesetzen, verdanken wir das Heil und die Blüthe unseres deutschen Vaterlandes. Wißstände dagegen, die sich bei uns finden, entstehen aus der Richtbeachtung der heilige Schrift. Sie lehrt uns ohne Zwang den heilige Gott fürchten und lieben, wie auch unserem Kaiser treu und gehorsam sein, und ist so das Fundament unseres zeitlichen und ewigen Glückes. Mit großer Freude und Theilnahme haben wir gehört — und Ihre Anwesenheit beweist es — daß Japan egetreten is in die Reihe der Nationen, welche sich zu gegenseitigen Verkehr ihre Grenzen öffnen. Ein weiser Herrscher, der die Forderungen der Zeit versteht, will dort sein Volk mit allen Gegnungen der Bildung und Gesittung beschencken. Wir bitten Sie, Ihrem erhabenen Kaiser bei Ihrer Rückkunft

zu sagen, daß wir für sein und seines Landes Wohl unsere Gebete zu Gott senden, und daß wir mit aller Kraft unsere Seele wünschen, auch Japan möchte seine nationale Wohlfahrt gründen auf die Wahrheit der Bibel und auf die Freiheit der Religion. Gott segne Ihren kaiser und sein Land! Mit diesem innigen Segenswunsch verharren wir Ew. Excellenzen ganz gehorsame Diener Graf Egloffstein, Vice-Präsident an Stelle des abwesenden Grafen A. v. Bernstorff. Professor Dr. th. Meßner, Secretär."

In Erwiderung auf die Adresse sang — de so will es die Sitte seines Volks — der Vice-Minister Präsident die folgende, von den sämtlichen Gesandten unterzeichnete Antwort: „Die Gesandten Seiner Majestät des Kaisers von Japan haben mit Vergnügen die Mittheilungen des deutscher Zweiges der Evangelischen Allianz entgegengenommen. Es ist für sie eine interessante Thatzache, daß der große Fortschritt, welcher in den verschiedenen Theilen Ihres gesegneten Landes stattgefunden hat, der religiöse Freiheit zu verdanken ist, unter welche das deutsche Volk sich entwickelt hat. Lassen Sie uns der Hoffnung Ausdruck geben, daß diese ihre Organisation sich wie bisher für den Fortschritt der Kunst und Wissenschaft wie der Freiheit der Meinungen von heilsamem Einfluß erweisen. und daß ihre Wohlthaten sich auch über Ihr großes Reich hinaus verbreiten mögen. Sionii Jomomi Jwakura Tussami Jakayosi Kido Tusami Jossimitsi Okubo Tushie Hirobumie Ito Tushie Masuka Yamagusti."

Nach einer Meldung des französischen Geschäftsträgers in Yokohama an seine Regierung sind am 26. Februar die Edicte gegen das Christenthum in Japan aufgehoben und die seit 1870 in Gefangenschaft gehaltenen japanischen Christen sofort freigelassen. Die N. Ev. K. Z. bemerkt hierzu: „Bestätigt sich diese Nachricht — und so viel wir erfahren haben, kann ihrer officiellen Bestätigung stündlich entgegengesetzt werden — so dürften die Vorstellungen des britischen und französischen Zweiges der Evangelischen Allianz nicht ohne Einfluß auf die Entschluß der japanesischen Regierung gewesen sein."<sup>(30)</sup>

(和訳)

### 日本の使節と福音同盟会

先頃のロンドンおよびパリと同様（「新福音新聞」による）、ベルリンにおいても福音同盟会は日本使節の滞在を利用して使節に共感と誠意を込めた挨拶を述べた。エーグロフシュタイン伯爵、宮廷主任牧師ホフマン博士、ドローハント枢密院顧問官、同胞教会エルクスレーベン牧師、メスナー博士・教授からなるドイツ支部代表団は、3月19日午前10時にホテル・デ・ローマに集合し、日本に対し宗教の自由（Religionsfreiheit）の公認とキリスト教禁教令の廃止（Abschaffung der dem Christenthum entgegenstehende Edicte）を求める請願書を提出した。

代表団は大変友好的な歓迎を受けた。エーグロフシュタイン伯は一行を代表して挨拶し、福音同盟会ドイツ支部代表団にとって日本皇帝の使節をドイツ帝国の首都に迎え、その有意義な周遊の成功を心より祈念する言葉をお伝えする機会に恵まれたことは実に光栄かつ欣快であると述べた。伯曰わく、「皆様は、欧米諸国民がすべて国民性多様でありながら、精神的発展と物質的豊かさを本来的に基礎付けているものは同じであることを、お見逃しにならなかったでしょう。それは福音の加護（Segnungen des Evangeliums）と宗教的自由（religiösen Freiheit）です。ドイツ国のすべての新教徒が祖国のために求めているものです」と。この挨拶を受けて、大使の岩倉副首相が応答して曰わく、西欧文明（europäischen Civilisation）は、代表団長が特に強調されたその基礎とともに、十分にこれを認識（volle Anerkennung）する、これまでの日本の発展は当地のものとは異なっているが、宗教の自由の原理についてのこの地での喜ばしい経験（hier gemachten erfreulichen Erfahrungen in Betreff des Principis der Religionsfreiheit）は我が国に影響を与えないはずはないだろう、と。

これを受けて、メスナー教授は次の請願書を読み上げた。

「閣下諸賢

諸賢はロンドンとパリで、福音同盟会から誠意と敬意をこめた言葉を友好的にお聴きくださいました。私どもは本協会のドイツの代表者であります。本協会はプロテスタントのすべての教会と国々を信仰と愛の共同体の

なかに包摂しております。全能の神の名において、高貴なる皇帝の使節であられる諸賢に御挨拶申し上げ、御国への御帰還に対し私どもの真率なる祝意を表明させていただきます。

諸賢は極東から西欧諸国の首都を歴訪され、諸国民の制度と習慣を学ばれました。私どもから諸賢にお伝えしたいことがございます。諸賢が我が国の文化と国力、芸術と学問に接して発見されました全てのことは、生ける神への私どもの信仰の根源から生まれました。神は万人への豊かな限りない愛をその受肉した息子、我らが主イエス・キリストに啓示されました。その故に、私たちが所属し、ドイツを故国とする福音教会は、良心の圧迫も外からの暴力も知らないのです。教会の力は、ひとえに神の圧倒的な愛にあります。その愛は人々の心に訴えて悟らせ、神に喜んで仕える気持を人々に起こさせます。我等が祖国ドイツの救いと繁栄は、神の言葉として聖書に含まれております、人間の心のすべての必要を満たすこの宗教の永遠の真理と、我が国の法律にある良心の自由 (Freiheit des Gewissen in unseren Gesetzen)の賜物です。一方、私たちの中にある知識は、聖書を遵守することから生まれます。聖書は私たちに、強制なしに聖なる神を恐れ愛すること、そして我等が皇帝に忠実かつ従順なるべきことを教えます。これが私たちのこの世の、そして永遠の幸福の基盤です。諸賢がここにおられることが証明しておりますように、日本が相互交通のために国境を開く国々の仲間入りをしたことを、私たちは大きな喜びと共感をもって聞いております。時代の要請を理解する英明なる君主は、教育と道徳のすべての恩恵を国民に授けんとします。御帰国の暁には、私どもが玉体と御国の御安寧を神に祈っておりますことを、そして、日本もまた国の福祉を聖書の真理と宗教の自由に基づいて (auf die Wahrheit der Bibel und auf die Freiheit der Religion)築かれますよう全霊をもって願っておりますことを、高貴なる陛下にお伝えくださいますようお願い申し上げます。諸賢の皇帝と帝国に神のご加護のあらんことを！心からのこの神への願いを込めて

敬具

閣下諸賢へ

いとも従順なる僕

伯爵 エーグロフシュタイン 欠席せる A. フォン・ベルシュトルフ伯爵に代わりて  
神学博士・教授 書記 メスナー]

この請願書に対して副大臣は、使節全員の署名した次の応答書 (von den sämtlichen Gesandten unterzeichnete Antwort) を、——国民の慣習に従い——、唱えた (sang)。

「日本国皇帝陛下の使節は、福音同盟会ドイツ支部の報告を喜んで受け取りました。祝福された貴国の各地に生じた大進歩が宗教の自由 (religiöse Freiheit) の賜物であり、その自由のもとでドイツ国民が発達したことは、使節にとって興味深い事実です。我々の希望を表明 (Hoffnung Ausdruck geben) させていただきます。貴組織が、これまでと同様に、芸術と学問の進歩 (Fortschritt der Kunst und Wissenschaft) および言論の自由 (Freiheit der Meinungen) に有益な影響を及ぼしますように、そして、貴組織の善行が大国である貴国を越えて広がりますように (ihre Wohlthaten sich auch über Ihr großes Reich hinaus verbreiten)。

正二位 トモミ・イワクラ [岩倉具視]  
従三位 ヤカヨシ・キド [木戸孝允]  
従三位 ヨシミチ・オオクボ [大久保利通]  
従四位 ヒロブミ・イト [伊藤博文]  
従四位 マスカ・ヤマグスチ [山口尚芳]

横浜のフランス代理公使が自国政府に送った報告によれば、2月26日に日本のキリスト教禁教令が廃止され、1870年以来捕囚となっていた日本のキリスト教徒は直ちに釈放されたという。これについて『新福音教会新聞』は次のように指摘している。「このニュースが事実とすれば、——我々がしばしば経験してきたように、かの政府の公式見解は刻々と変わり得るが——、福音同盟会のイギリス支部およびフランス支部の抗議が日本政府の決定に影響を与えなかったはずはないであろう。」

以上2つの新聞記事を合わせて考察しよう。

最初に気付くことだが、『新プロイセン新聞』掲載の請願書、応答書はいずれも日付が欠けている。不自然である。記事の都合で省略したのだろう。

第2に、両記事ともにパリ情報として、禁教令廃止とキリスト教徒の釈放を伝え、『新プロイセン新聞』は福音同盟会イギリス支部およびフランス支部の抗議が功を奏した可能性を示唆しているにもかかわらず、ドイツ支部代表団と使節団の会談では、挨拶にも交わされた文書にも、一切、高札撤去に由来するこの件への言及あるいは示唆がなされていないことである。この件に触れないことで、双方の暗黙の了解が成立していたと推定される。

第3に、『キッチンゲン新聞』が応答書の内容を「芸術・学問の進歩と言論の自由がヨーロッパから日本へ拡大することを確信すると表明」と要約しているのは、応答書の後半「我々の希望を表明させていただきます。貴組織が、これまでと同様に、芸術と学問の進歩および言論の自由に有益な影響を及ぼしますように、そして、貴組織の善行が大国である貴国を越えて広がりますように」を曲解した誤報である。使節団は福音同盟会ドイツ支部の活動に限定して、国内外での発展を希望する旨を伝えただけ過ぎない。

しかも、応答書は、ドイツ支部代表団代表の挨拶と請願書がともに、プロイセンの進歩発展の基礎として繰り返して強調する二大原理、すなわち福音主義と国法の保証する「宗教の自由」のうち、福音主義にはまったく触れず、「宗教の自由」は「言論の自由」と言い換えている。

第4に、代表の挨拶と岩倉の返答、請願書と応答書の文言を対照させると、岩倉と副使4人は事前に相談し、慎重に言葉を選び、文書を作成して、会談に臨んだことが窺われる。副使の最後に署名した山口尚芳<sup>まさか</sup>は、現地視察にも従事していたためキリシタン問題の実情に詳しく、使節団が携行した浦上キリシタン記録書類（『耶蘇書類』）の担当者であった<sup>(31)</sup>。ドイツ支部代表団の説く「宗教の自由」には敏感であったはずである。

西欧文明の基礎は「福音の加護」と「宗教的自由」であるというドイツ支部代表の演説に対して、岩倉は「十分に認識する」とした上で、「宗教の自由の原理」の日本への影響は必須であると答えたが、どのような影響かは曖昧にしたままである。使節団は20日間で「宗教の自由の原理」について、どのような「喜ばしい経験」をしたのだろうか。状況から判断すると、会談そのものを指



した言葉のようだ。応答書の前半ではプロイセンの進歩発展の基礎が「宗教の自由」であることを「興味深い事実」と指摘するが、その事実を普遍的と考えるかどうかの判断は示していない。

第5に、請願書は福音主義を、受肉した神の子イエス・キリストに啓示された神の無限の人間愛、教会の力である「神の圧倒的な愛」、神の言葉を記した聖書、聖書の教える神への恐れと愛と皇帝への忠誠、これらの基本概念によって、詳しく説明する。使節団がこの説明に関心をしめしたのか、どの程度理解したのかは分からない。使節団は最後に、プロイセンをモデルにした福音主義と宗教の自由による国作りを天皇に願望し、その伝奏を依頼している。応答書にこれに対する文言はない。

第6に、請願書にみえる、プロイセンの文化・国力・芸術・学問の発展の基礎はプロテスタンティズム（福音主義）である、という命題の当否について、使節団は巧妙に判断を保留している。木戸孝允と密接に連携していた島地黙雷は、明治5年12月パリで著した「三条教則批判建白書」において、「欧州開化ノ<sup>みなもと</sup>原ハ教ニ依ラスシテ学ニヨリ、耶蘇ニ<sup>もとづ</sup>原カズシテ希臘・羅馬ニ基クハ、三歳児童モ知ルトコロナリ。之ヲ教法ノ巧ニ付セントスルハ、『ミシヨナル』〈<sup>32</sup> 教師）家ノ私意ニ出ツ」と論破していた。木戸はドイツ支部代表団との会談時、すでにこの島地の論を共有していたであろう。

使節団5名の署名入り応答書は、プロイセンにおけるプロテスタントの「宗教の自由」を是認しながら、日本における「宗教の自由」許可は慎重に先送りして禁教政策を維持する方針に従っているといえよう。ドイツ支部の内外の発展を祈願していることをもって、日本における宣教について黙認を示唆したとは解釈しがたい。

### 青木周蔵の「宗旨之義」書簡

1873年（明治6）3月19日の福音同盟会ドイツ支部代表団との会談のあと、大久保利通は3月28日、ベルリンから帰国の途に就いた。岩倉使節団はロシア（セントペートルブルク）、北欧（コペンハーゲン、ストックホルム）、イタリアをへてウィーン（6月3日～18日）に滞在した。ロシアには青木周蔵、鮫島尚信が同行した。木戸孝允は4月16日セントペートルブルクから帰国の途についた。青木は4月26日にドレスデンに戻った<sup>(33)</sup>。鮫島はパリに戻り、4月23

日までに公使館指揮を再開した。

青木は7月10日付けで、マルセーユ経由で帰国の途につく岩倉具視宛に、「宗旨之義」に関する投稿記事を送った。添え状で、くれぐれも軽々な挙動はなさらないようにと懇願している。

日外、維納府に而拜啓仕置候宗旨之義は、誠に大切之事務に而御座候間、決して容易に御挙動不被為成様、神以奉祈候。固より生輩之浅議に而は万端十分之了解を陳述する事、夢々不能処に而候得共、右之事は深紆心頭そそろ漫に杞憂罷在候。就而は今春宗旨之義に付、一友人へ遣置候書東、新聞雑誌（第四月出板之分）中に相見へ候間、御閑暇之節御一覽被為下度奉存候<sup>(34)</sup>。

この『新聞雑誌』明治6年4月出版分に掲載したという青木の「宗旨之義」記事は、なぜか、ついに見つからない。青木は明治5年8月から憲法草案の準備にかかり、明治6年3月末頃までには高札撤去の報に接し、明治6年3月頃、木戸の命により憲法草案「大日本政規」を執筆した。4月15日には木戸をベルリン大学行政学教授グナイストのもとに案内し、同年秋には東京の木戸へ「大日本政規」発送している<sup>(35)</sup>。この草案の「信仰の自由」にかかわる条項には、

第十二章 耶蘇教及他ノ宗旨ヲ信仰スルコトヲ禁止タルベシ

第十三章 日本国ニテ主トシ信仰スベキ宗旨ハ積茄教ナルベシ

とある<sup>(36)</sup>。青木が岩倉に送った「宗旨之義」は「信教の自由」に関わるものであったに違いない。青木が3月19日の福音同盟会ドイツ支部代表団と岩倉使節団の会談に関わったかどうかは、未詳である。

ビスマルクは弾圧法によってカトリック教会の「宗教の自由」を侵害し、プロテスタントの諸教会は文化闘争下、概ね「宗教の自由」を享受した。福音同盟会ドイツ支部は岩倉使節団に日本での「宗教の自由」（宣教の自由）を求めた。「宗教の自由」「教会の自由」「信教の自由」のためにビスマルクと戦っていた中央党の活動は、使節団幹部の耳目には届かなかったようだ。

## 15. 真宗僧島地黙雷のビスマルク観

### 『新聞雑誌』54号付録におけるビスマルク

明治5年7月刊行の『新聞雑誌』第54号付録に「京都府」の名で太政官正院宛「教法宗門ノ儀ニ付建言」が掲載された<sup>(37)</sup>。当時の京都府は、長州出身の府参事榎村正直が実権をにぎり、榎村に起用された蘭方医出身の官僚明石博高が、京都舎密局（明治3年12月）、京都療病院（明治4年10月）の設立、京都博覧会の開催（明治5年3月）など急進的な殖産興業政策を推進していた<sup>(38)</sup>。しかし、この匿名の建言者が誰なのか、不明である。

建言者は儒教的合理主義および世俗主義的な政教分離の立場から、文明開化のためには、「妄誕怪異」を説く「教法宗門」とりわけ真宗は有害無益であるとして、同年3月の教部省設置と三条教則<sup>(39)</sup>による国民教化をめざした教導職の設置（同年4月）を批判する。

しかも、名指しは避けながら、岩倉使節団を追う形で西本願寺から西欧宗事情調査に派遣された島地黙雷を「大使発船ノ頃ニ当リ外教探索又ハ宗教修行ト唱ヘ枉テ従行ヲ願ヒ、暗ニ貴権ノ心ヲ攬ントス」とあからさまに非難し、教導職に就いた真宗僧侶を「其内地ニ留ル者ハ更ニ愚民説論ヲ名トシ、已ニ其許可ヲ得テ諸国ニ巡廻シ竊ニ無智衆民ノ心ヲ奪ントス」と攻撃した。「貴権」とは文脈から「大使」岩倉具視をさしているが、島地黙雷と連携して教部省設置を推進した木戸孝允をも含意するものと思われる<sup>(40)</sup>。

建言者はさらに、イタリア国王による教皇世俗権の否定とビスマルクのカトリック弾圧を例に引いて、世俗主義的な文明開化、すなわち「教法宗門」の弊害の除去が世界の趨勢であると、次のように主張する。

近頃海外諸国宗門ノ弊害ニ懲リ、「伊太利亞王」「羅馬法王」ノ権ヲ殺キ、「ビスマルク」務メテ宗徒ノ政事ニ関スルヲ黜ケ、僧ノ僧ヲ選挙スルヲ禁シタリト聞ク。今ヤ開化策進ノ秋ナリ。妄誕怪異ノ宗門ヲ捨テ人民ヲシテ事理ヲ弁ヘ人職ヲ尽シ文明ノ域ニ入ラシムルコト、是レ可レ務ノ要ナリ。人民正ニ文明ニ進ミ、仏氏ノ妄誕ハ捨テ採ラサントスルニ、却テ官ヨリ僧侶ニ命シテ教正等ノ職ニ任シ崇信ノ標トナサハ、人ノ明ニ向フヲ

更ニ誘フテ暗ニ入ラシムカ如クナラン。將タ御国ハ方今事務多端費用莫大ノ時ナリ。速ニ無用ノ誤事ヲ除キ、無益ノ費用ヲ省キ、有用ノ事ニ力ヲ尽シ、有益ノ事ニ財ヲ用ユ可シ。不信妄誕ノ宗門ヲ保護シ小社ノ神宮小寺ノ僧侶等迄ヲ指揮進退スルハ、堂々タル官省ノ急務ニハ非サルヘシ<sup>(41)</sup>(下線引用者)。

下線部のビスマルク「務メテ宗徒ノ政事ニ関スルヲ黜<sup>シリツ</sup>ケ」は聖職者の職務遂行（説教壇）における政論を禁じ、違反者には2年以内の禁固刑を科した「説教壇条項」（1871年12月10日、明治4年10月28日）を、また「僧ノ僧ヲ選挙スルヲ禁シタリ」は学校監督官から聖職者を排除した「学校監督法」（1872）を指すものと推定される。建言者がこれらの情報をどのように入手したのか、未詳であるが、ビスマルクの文化闘争の情報が明治初期の政教論争に影響を与えた最初期の例として注目される。

### 島地黙雷のイエズス会観

「京都府」の建言者が攻撃した西本願寺改革派の島地黙雷は、明治4年9月に岩倉使節団派遣計画が始まると、改革派同僚の大洲鉄然とともに、同じ長州出身の木戸孝允と連携して、新門主明如（大谷光尊、1850～1903）の海外視察を岩倉使節団に同行する形で実現しようと画策した。しかし、出発直前に門主広如が死去し、財政難もあったため、明如は木戸からの使節団参加要請を断り、島地を門主代理梅上沢融の随行者として、欧州宗教視察に派遣した<sup>(42)</sup>。明治5年1月（出発）から明治6年7月（帰国）の1年半のうち、島地は、パリ（明治5年3月19日～7月15日）、ロンドン（7月15日～8月2日）、ベルリン（8月2日～11月6日）、パリ（11月6日～明治6年2月18日）に滞在した。

島地は欧州滞在中、渡欧以前と同様に木戸と緊密な連携を維持しつつ、調査をおこなった。島地と木戸の欧州での接触は、堀口良一（1996）によれば、ロンドン滞在中最低5回、パリ滞在中20回に及んでいる<sup>(43)</sup>。島地の日記『航西日策』によれば、ロンドンでは、明治5年7月30日に「木戸を訪ひ、終に同室に臥す」、翌8月1日にも「復<sup>(また)</sup>大使〔岩倉具視〕を訪ふ。夜木戸氏の室に与にす」、パリでは明治6年2月16日に「夜、木戸と別談して最も長うす」と特記する。木戸との親交ぶりが想像できる。

一方、島地は鮫島尚信ともしばしば会った。パリ滞在中、明治5年3月20日、4月3日・4日・14日・18日・24日、5月4日・20日、11月25日、12月6日の10回会い、5月20日は「鮫島来遊、關更〔夜明け近く一引用者注〕まで快談」した。

ベルリン滞在中は、ドイツの宗教事情に詳しく、青木との往来が頻繁である。9月12日には「夜青木を訪ふ。教義活発。自他同調感悟少なからず」との記載がある。ベルリンに来た鮫島にも10月18日・24日、11月3日・5日に会っている。

ところで、島地が木戸と連携した目的は、神道の布教によってキリスト教侵入を阻止するために明治2年7月に太政官に置かれた宣教使（同年10月神祇官付接）が不振であったため、キリスト教侵入に対抗しうる「政教相扶」体制を、真宗をもとに構築することにあつた。島地は明治4年9月に提出した教部省開設請願書<sup>(44)</sup>において、神道は「言説ノ教未ダ備ラズ、而勸戒ノ術未ダ詳ナラズ」「道有テ而教ナシ」ともいうべき状態であるので、「祇教」（キリスト教）阻止のためには、「宣教ノ官」（神祇官。明治4年8月8日神祇省に格下げされた）を廃し、「政教相扶」（政府と仏教の相互協力）による政府機関（教部省）を設置すべきことを訴えていた。

臣是以テ請、宣教ノ官ニ換ルニ更ニ教義ヲ総ルノ一官ヲ以テシ、寺院ヲ管シ僧徒ヲ督スルハ云ヲ待タズ、凡ソ天下ノ教タル管知セザル処ナク、督正セザル所ナク、而専恣雜乱以テ国体ヲ傷ヒ朝政ヲ妨グルノ害ナカラシメバ、庶幾クハ上下情齊ク政教相扶ノ域ニ至ラン<sup>(45)</sup>（下線引用者）。

島地はイエズス会追放（1872年7月4日）後のベルリンで、明治5年8月2日（1872年9月4日）から3ヶ月近く過ごした後、11月6日パリに移った。東本願寺から派遣された松本白華らの一行を迎えるためだった。ところが、松本から、明治5年3月設置の教部省で、三条教則による神道中心の国民教化が始まったことを知らされ、明治5年12月（陽暦）「三条教則批判建白書」を著した<sup>(46)</sup>。

この建白書において、島地は三条教則第1条の「敬神愛国」は政教を混同したもので、しかも神道のいう「敬神」は古代の「ミトロジー」（神話）であつた。

て文明人の宗教に値しない、第2条の「天理人道」は宗教の実（成果）であって宗教ではない、第3条の「尊王遵朝」は「国体」であって宗教ではない、「政教相依、文質彬彬」たる近代文明にふさわしい宗教は、西洋にあってはキリスト教の新教、日本にあっては真宗である、と主張する。

島地にとって、イエズス会を追放したドイツ帝国は「政教相依、文質彬彬」たる文明国のひとつであった。島地はロヨラが創設し、ザビエルが来日したイエズス会を、ビスマルクと同じように、文明の敵と位置づけ、イエズス会の略史を述べる。すなわち、イエズス会はローマ教皇の禁止（1772年）にもかかわらず、「横虐」「専恣」。今に至るまで屈しないため、ドイツ帝国のみならず西欧各国が共に追放している、と。欧州を追われたイエズス会は必ずや東洋に進出するので用心すべし、とドイツ人から警告を受けたという。

李ノ帝王后妃ニ於ケル、其ノ在官ノ諸臣ト共ニ毎週日曜必ズ参詣寺シ、誦経・讚詠衆人ニ異ナラズ。（兵士ハ別ニ一大寺アリテ、毎週日曜必ズ整列参拝セシム。）臣深ク其ノ治、体ヲ得タルニ感ズ。彼国ノ放逐スル所ノ者ハ、旧教中ノ一派耶蘇社<sup>セズイット</sup>ノミ。豈惣ジテ新旧両派ニ管センヤ。此レ独リ李ノミニ非ズ、各国皆防グ所ニシテ、害ヲナスコト最多シ。（中略）臣以為ク、此徒欧州各国ノ駆所ニシテ、必ズ居ヲ東洋ニトセン、深ク用意ナクンバアラズ。臣是ヲ独逸国ニテ聞ケリ<sup>(47)</sup>。

上述のように、ベルリン滞在中、西欧語に通じなかった島地は、宗教問題に詳しくなかった青木周蔵と頻繁に往来した。また、9月26日に「教師リスコー」（未詳）に入門し、1ヶ月余り毎日のように教えを乞うている<sup>(48)</sup>。二人が島地にこのようなイエズス会観を与えたのであろう。

### 島地黙雷のビスマルク観

2回目のパリ滞在中（明治5年11月6日～6年2月18日）、島地は上記『新聞雑誌』54号付録の「京都府」建言書を読み、「京都府ノ建白書ヲ読ム」と題する逐条の論駁書を著した。島地はこれを木戸孝允の了解のもとに、パリから西本願寺の同僚大洲鉄然に送り、『新聞雑誌』への掲載を依頼した。しかし、実際には『新聞雑誌』に掲載されず、島地の帰国後、明治7年5月29日『教義

新聞』に掲載された<sup>(49)</sup>。

この論駁書を読むと、島地は西欧キリスト教諸国において「政教相扶」が実現していると認識し、意を強くして帰国したことが分かる。この論駁書の冒頭で、「京都府」の建白書は「是必ズ府庁ノ建言ニハ非ルナリ、何者、全篇悉ク腐儒ノ陳論、浮伝<sup>(ママ)</sup><sup>(50)</sup>ノ謬説ノミニシテ、一ノ真ヲ得ル者ナシ。堂々タル府庁ニシテ、奚ゾ粗漏偏頗、如此ノ義アラシヤ<sup>(51)</sup>」と告発し、ついで、イタリア国王の教皇世俗権否定およびビスマルクのカトリック弾圧について、建言者の解釈を論駁する<sup>(52)</sup>。

第一に、イタリア国王の教皇世俗権否定について、島地は論駁する。サルジニア王がイタリアを統一したさいにローマを併合できなかったのはフランス皇帝が教皇を助けたためである。次にフランスがプロイセンに敗れたのを幸いに、イタリア国王が教皇領を併合したのは「其初志ヲ達セルノミ。其土地ヲ併スヲ欲シテ法王ヲ軽重スルニ出ザル也。猶本邦廢封立県ノ因ニ社寺ノ采地ヲ没スルニ同ジ」であって、イタリア国王の「旧教ヲ奉ズルハ依然旧ニ異ナラザルナリ。議者何ゾ事実ヲ混同スルヤ」、と。

すなわち、教皇世俗権の否定をもって「宗門ノ弊害」とするのは政教を混同した誤りである、と島地は主張する。島地にとって、それは維新政府の上知令をもって「宗門ノ弊害」とするに等しく、到底受け入れられなかった。

第二に、ビスマルク「務メテ宗徒ノ政事ニ関スルヲ黜<sup>シリフ</sup>ケ」について、島地は原文を「「ビスマルク」カメテ僧ノ政ニ管<sup>(ママ)</sup>スルヲ黜<sup>シリフ</sup>ケ等。」と掲げた上で、ビスマルクのこの宗教政策は政教分離に基づく「政教相依」であると解釈して、次のように肯定する。

僧ヲシテ政ニ管セザラシムルハ政教相分ル、所以、理固ヨリ背クナシ。政ヲ以テ云トキハ僧侶同ク政ニ従フベシ。教ヲ以テ云トキハ、上下同ク教ヲ尊ブベシ。是各国ノ通論也。僧ノ僧ヲ撰擧スルヲ禁ズト云ヘルハ、余未ダ何ノ事タルヲ詳ラカニセザル也。

「京都府」の建言者のいうビスマルク「務メテ宗徒ノ政事ニ関スルヲ黜<sup>シリフ</sup>ケ」はカトリック弾圧法の口火を切る形で、聖職者に職務遂行（説教壇など）における公共の秩序に反する政論を禁じた「説教壇条項」（1871年12月10日）をさ

したものと推定される。ここで「宗徒」(聖職者)は政治的にカトリック僧侶を攻撃目標にしている。

これに対し、島地は「僧ヲシテ政ニ管セザラシム」を「政教相分ル、所以」と解釈して一般化し、政教分離は「各国ノ通論」とする。すなわち、ビスマルクのカトリック弾圧(法)の現実から離れ、欧州各国政府が公教育における宗教教育を聖職者にゆだね、国家と教会が「政教相依」関係にあることの普遍性を主張している。この場合、イエズス会排除が「各国ノ通論」であることは島地のイエズス会観からすれば、自明のことであった。

一方、「僧ノ僧ヲ選挙スルヲ禁ズ」はプロイセン国家が学校監督官からカトリック、プロテスタントを問わず聖職者を排除し、非聖職者を学校監督官に任命することを定めた「学校監督法」(1872年3月11日)を漠然と指したものと考えられる。この法律によって、宗教教育を含むすべての教育内容が非聖職者の学校監督官によって監督される体制が実現した。すなわち、島地のいう「政教相依」関係を否定するものであった。この「学校監督法」について、岩倉具視は上述のように「其外学校ニハ必僧侶預リ候筈ノ国風ノ所、此度急渡廃止」との情報を得て、三条実美に伝えていた。

しかし、島地は「僧ノ僧ヲ撰挙スルヲ禁ズト云ヘルハ、余未ダ何ノ事タルヲ詳ラカニセザル也。」と告白している。島地は続けて、もし、「僧ノ僧ヲ選挙スルヲ禁ズ」が旧教僧侶の学制を新教僧侶の学制に統一することをさせているならば、「人民普通ノ小中大学ヲ経ザルヲ改ルノミニテ、普国文学ノ盛ナル理亦然ラザルヲ得ズ。而未ダ其議ノ行ハル、ヲ聞カズ」と述べている。この議論は内容的に、島地が帰国途上にあつた1873年5月11日(明治6年4月15日)に成立した、いわゆる「5月法」の第1弾「聖職者の教育と任用に関する」法律にかかわるもので、その成立以前の議論を反映しているようだ。この法律は聖職者はドイツ国籍を有しドイツの大学でアカデミックな教育を修了していることを条件とし、任用には司教に州知事への届出義務を課すものであった。

また、「旧教僧侶」が「人民普通ノ小中大学ヲ経ザルヲ改ルノミニテ、普国文学ノ盛ナル理亦然ラザルヲ得ズ」との言から、島地は旧教を新教より文化的に劣った宗派であり、新教がより進んだ宗派であると捉えていたことが分かる<sup>(53)</sup>。

島地は、さらに、「人民普通の小中大学」教育が「其原悉ク智識ニ基ク」の



に対し、「忠良愛恕ノ心ヲ発シ、人行ヲ正フシ、風俗ヲ美ニ」するのは、「其原悉ク教法ニ根ザス」として、宗教教育には独自の価値があり、仏教（真宗）は建言者のような「妄誕怪異ノ宗門」ではなく、その「因果応報 万物心造ヲ説クハ究理格物ノ至極スル所、終天極地 万古不変ノ真理」であると主張する。しかし、「学校監督法」と「聖職者の教育と任用に関する」法律の世俗主義的・反聖職者的立法精神はこの主張を否定するものであった。

## 16. フェヌロンの信教自由論

### 島地黙雷の大教院分離建白書

島地はパリ滞在中の明治5年7月5日、「教法ノ義」で「外務通弁官仏人」（未詳）の訪問を受け、「日本教部省ノ僧侶出仕」の報に接していた<sup>(54)</sup>。しかし、明治6年7月に帰国してみると、教部省の大教院（明治5年9月設置、明治6年2月に増上寺に移転）は神仏合同とはいえ、実態は造化三神（天御中主神・高皇産靈神・神皇産靈神）と天照大神の四神を奉祭する、神道中心の宣教機関に化していた。そのため、島地は仏教各宗派の宗教活動の自由をもとめて、明治6年10月5日、いわゆる「大教院分離建白書」を参議の伊藤博文、大隈重信らに提出し、大教院・教部省解体運動を起こした<sup>(55)</sup>。

この建白書において、島地は神道非宗教論にもとづき、「古史ヲ以テ教本トシ、古ヲ是トシ今ヲ非ト」する、宗教ならざる神道を国家権力をもって強制する危険を指摘し、その理論的根拠を滞欧中に学んだ「費内倫」すなわちフランス、カンブレ（Cambrai）の大司教フェヌロン（Fénelon, François de La Mothe, 1651-1715）の信教自由論に求めた。

太古ノ漠然タル、固リ悉ク信ヲ取り難シ。然而強テ之ヲ信ゼシメントスルモ、人各信ズル所アリ、<sup>なん</sup>奚ゾ己ガ信ヲ閣テ、其信ゼザル所ニ從ハンヤ。仮令一旦畏服力從スルモ、<sup>たとい</sup>鬱結ノ凝ル所、必ズ時<sup>ここ</sup>有テ発騰セザルヲ得ズ。事至于此テハ、其教力曾テ人ヲ利スル大ナルモノハ、害ヲナスモ最甚シ。猶水火ノ利大ニシテ、害モ亦少カラザルガ如ク也。

欧州昔日ノ大乱、皆己レヲ準<sup>おの</sup>シテ他ヲ強同セシメントスルニ出ヅ。其教戦ノ起ル者ハ信教ノ自由ヲ与フルノ日ニ出ヅシテ、其君主ヲ廢立スルニ

至ル者ハ多ク威權ヲ擲ほしいままニセシ政下ニ出ヅ。費内倫云ク、国君ノ權ハ人心信仰ノ權ニ及バズ、国君ノ力ハ人心天良ノ力ニ及バズ。故ニ教法ヲ以テ任意ニ之ヲ抑揚スル者ハ、是教法ヲ奴隸トスル也。若官威ノ為ニ其信仰スル所ヲ移ス者ハ、是偽善ニシテ小人也ト。語意全ク仲尼ノ三軍可も奪し帥也、匹夫不も可し奪し志也ニ合ス。然しからばすなわち則も己意ヲ以テ他ヲ準同セントスルハ、政教ノ固もとよリ取ラザル所ニシテ、下民ノ旦夕志ヲ改ムルガ如キハ、固リ信教ノ実ナシト云フベシ<sup>(56)</sup>(下線引用者)。

文中の「三軍も帥を奪う可き也、匹夫も志を奪う可からざる也」(大軍でもその総大将を奪い去ることはできるが、一介の男でもその志を奪い取ることはできない)は『論語』子罕第九にみえる孔子の言葉である。キリスト教的・内面的な信仰心と儒教的・世俗的な志を同一視するのは無理と思われるが、たしかに「語意」的には対応している。

島地の「滞欧中の論説」のひとつにも、同じフェヌロンの信教自由論が敷衍的解釈を加えて意識されている。

フェーネロン

費氏法教の自由を論ずる文(費内倫は法国の理学者なり)

人君の最要として理会すべき所の者は、決して人民を強て其の信ずる教法を変ぜしむること勿れ。国王の力は人心信仰の力に敵し難し。人民の中に於て何の教法にもせよ、心中に信仰する者なくして、輒たやすく国王の権力に移し奪はるゝ者は皆偽善者にして、悪むべき小人なり。

夫国王は人民を保護し、各々其の信ずる教法に従ふことを得しむべきに、左はなくして却て人民の信心を奪ひ、己が意に従はしめんとするは、これ教法を以て己の奴隸とするなり。されば教法の事も其他人民免許を得る者の如く一切其の自由に任せ、其の良心に従はしむべし。且つ教法を人民に勧むるにも、専ら柔道を守り、上帝の神旨に合はんことを求むべきなり<sup>(57)</sup>。

文中の「されば教法の事も其他人民免許を得る者の如く一切其の自由に任せ、其の良心に従はしむべし」は意味不明であるが、島地にこの訳文を提供したのは、青木周蔵であろうか。それともパリで島地がしばしば教えを受けた日

本学者レオン・ド・ロニーからであろうか。あるいはベルリンの「教師リヌコー」であろうか。訳文の原語はフランス語か英語か。あるいはドイツ語か。その検討は後考を待ちたい。ここでは、島地が依拠したフェヌロンの信教自由論の典拠を検討しよう。

### フェヌロン『国王の良心指導』

そのフランス語原文の初出はフェヌロン『ブルゴーニュ公ルイ・ド・フランスの教育のために著作せる国王の良心指導』（以下『国王の良心指導』と略す）(*Directions pour la conscience d'un roi, composées pour l'instruction de Louis de France, duc de Bourgogne. La Haye, Jean Néaume, 1748.*)<sup>(58)</sup>の巻末に追加された補遺2篇のうち、「補遺二」（Autre supplément）の次の一節である。引用文の綴りは原文のままである。

(...); voici les sages & judicieux conseils, que notre illustre Prélat donna au Chevalier de Saint George, lorsqu'il fut le voir à Cambrai en 1709. ou 10.

《Sur toutes choses, ne forcez jamais vos sujets à changer leur Religion. Nulle Puissance humaine ne peut forcer le retranchement impénétrable de la liberté du coeur. La force ne peut jamais persuader les hommes: elle ne fait que des hypocrites. Quand les Rois se mêlent de Religion, au lieu de la protéger, ils la mettent en servitude. Accordez à tous la tolérance civile: non, en approuvant tout, comme indifférent: mais en souffrant avec patience tout ce que Dieu souffre, & en tachant de ramener les hommes par une douce persuasion.》<sup>(59)</sup>

(和訳)

(…) 我等が名高き高僧〔フェヌロン、訳者注〕は、シュヴァリエ・サン・ジョルジュが1709年か10年に彼を訪ねたとき、次のような賢明にして正しい助言を与えた。

「何事にもまして、決して殿下の臣民を強制して彼らの宗教を変えてはなりません。いかなる人力も心の自由の不可侵の砦を突破することはできません。力は決して人々を得心させることができません。偽善者を作る

だけです。諸王が宗教を保護せず、宗教に介入すれば、宗教を奴隷状態に置くことになります。宗教的無関心から全てを承認することによってではなく、神がお許しになるもの全てを忍耐力をもって許すことで、また努めて人々を穏和な説得によって導くことで、すべての人に礼節ある寛容を施しなさい。」

異教徒を改宗させるには、強制ではなく、相手の信教の自由を尊重しつつ、「市民的寛容」(宗教的寛容)と忍耐の精神をもって当たるべし、と説くこの原文と上掲の「フェヌロン費氏法教の自由を論ずる文」を照合すると、意味不明の訳文「されば教法の事も其他人民免許を得る者の如く一切其の自由に任せ、其の良心に従はしむべし」は、「Accordez à tous la tolérance civile」(すべての人に市民的寛容を施しなさい)の意味を十分に理解できず、苦心した解釈の結果と推定される。tolérance civile (市民的寛容)は一国の市民に国家宗教以外の信仰を認める寛容の精神を意味する<sup>(60)</sup>。

「non, en approuvant tout, comme indifférent: mais en souffrant avec patience tout ce que Dieu souffre」(宗教的無関心から全てを承認することによってではなく、神のお許しになるもの全てを忍耐力をもって許すこと)の「宗教的無関心」は難解のため訳出されず、「神のお許しになるもの全てを忍耐力をもって許すこと」は「上帝の神旨に合はんこと」と誤訳されている。

『国王の良心指導』はもともと、1689年にルイ14世の孫ブルゴーニュ公(1682~1712)の教育係となったフェヌロンが公のために帝王学の読み物として著した教訓小説『テレマックの冒険』Les Aventures de Télémaque (初版: Paris, Vve de C. Barbin, 1699)の各版のうち、オランダで出版された四折りの1734年版の付録として初めて印刷されたものだった。しかし、この付録はフランス大使の命令で本編から抜き取られ、破棄処分を受けた。大変な苦勞をして初版数部だけを湮滅から救ったオランダ人が、付録を八折本として再版したという<sup>(61)</sup>。本編の『テレマックの冒険』自体、初版は著者に無断で出版された。ルイ14世の絶対主義体制に対する諷刺が織り込まれていたため、ルイ14世はこれを発禁にした。『国王の良心指導』の1734年版に掲載された信教自由論はルイ14世の宗教政策に対する批判と見なされ、削除破棄処分の対象となったと思われる。

フェヌロンは宮廷教育掛時代（1689～1695）以前に、改宗プロテスタントの教育およびプロテスタントの改宗に熱心に取り組み、成果をあげていた。すなわち、1679年からパリのカトリック改宗女子学院の院長として、プロテスタントから改宗した子女の教育を指導した。また、1685年10月にルイ14世がナントの勅令（1598）廃止によって、厳しいプロテスタント（ユグノー）の弾圧を開始し、カトリックへの改宗を武力で強制するなか、翌年フェヌロンはルイ14世から、フランス南西部のポワトゥ、サントンジユ地方への改宗ミッションの団長に任命され、プロテスタント改宗に従事した。その際、フェヌロンはルイ14世から改宗方法を一任され、強制を排除した<sup>(62)</sup>。フェヌロンの信教自由論の背景には、こうしたユグノー弾圧下の改宗ミッションの経験があったのである。

フェヌロンの信教自由論のもうひとつの背景として、1687年の教皇回勅によって異端宣告された神秘主義キエティスム（quiétisme）をめぐる宮廷教育掛の同僚ボシュエ（Jacques-Bénigne Bossuet, 1627-1704）との論争を指摘せねばならない。フェヌロンは友人ギュイヨン夫人（Mme Guyon, 1648-1717）の著作をキエティスムとして攻撃したボシュエに対し、一貫して夫人を弁護していた。この論争中、1695年2月4日に、カンブレ大司教に任命された時点では、フェヌロンに対するキエティスム疑惑は生じていなかった<sup>(63)</sup>。しかし、同年12月に夫人が逮捕投獄されたあと、フェヌロンが1697年1月に出版した『内的生活に関するの諸聖人の箴言解説』（*Explication des maximes des saints sur la vie intérieure*. Paris, 1697. Avec Privilege du Roy.）は疑惑を巻き起こし、ボシュエの執拗な攻撃を受けた。ルイ14世は同年8月1日、ついにフェヌロンにカンブレでの謫居（exile）を命じ、この著作の審判を聖座にゆだねた。審判の結果、著作は1699年3月12日の教皇書簡によって、異端を理由としないまま禁書処分を受けた<sup>(64)</sup>。

### ラムジーのフェヌロン伝

ところで、『国王の良心指導』の末尾に加えられた信教自由論の一節を含む「補遺二」全体はフェヌロン本人の文章ではなく、ラムジー（Andrew Michael Ramsay, 1686-1743）の著書『カンブレ公大司教フェヌロン伝』（*Histoire de la vie de Messire François de Salignac de la Motte-Fénelon, archevêque duc de*

*Cambray. La Haye, 1723.*) からの抜粋であった。スコットランド生れのラムジーはこの著書によれば、思想遍歴をへて1710年カンブレの謫居にフェヌロンを訪ね、その指導のもとカトリックに改宗し<sup>(65)</sup>、フェヌロンの秘書となった。ラムジーのカンブレ訪問は実際には1709年という<sup>(66)</sup>。

問題の一節は『国王の良心指導』の「補遺二」では上掲のように、導入文に「我等が名高き高僧〔フェヌロン、訳者注〕は、シュヴァリエ・サン・ジョルジュが1709年か10年に彼を訪ねたとき、次のような賢明にして正しい助言を与えた」とあった。これに対し、原本のラムジー『カンブレ公大司教フェヌロン伝』では、シュヴァリエ・サン・ジョルジュの名を伏せ、フェヌロンが「ある若い君主」に語った講話のひとつとして、間接話法と直接話法を用いて記載されている。

Vers l'an 1709. un jeune Prince passa quelque tems chez lui. Il eut plusieurs conférences avec ce Prince, qui l'écoutoit avec vénération & docilité. Il lui recommanda sur toutes choses, de ne jamais forcer ses sujets à changer leur Religion. Nulle puissance humaine ne peut forcer, lui dit-il, le retranchement impénétrable de la liberté du coeur. La force ne peut jamais persuader les hommes; elle ne fait que des hypocrites. Quand les Rois se mêlent de Religion, au lieu de la protéger, ils la mettent en servitude. Accordez, donc, à tous la tolérance civile; non, en approuvant tout comme indifférent, mais en souffrant avec patience tout ce que Dieu souffre, & en tâchant de ramener les hommes par une douce persuasion.<sup>(67)</sup>

(和訳)

1709年頃、ある青年君主がしばらく彼のもとに滞在した。彼はこの君主に幾度か講話を行った。君主は畏敬を込め従順に彼を話を聴いていた。彼は君主に、まず何よりも決して殿下の臣民を強制して彼らの宗教を変させないように勧告した。君主に語って曰わく、いかなる人力も心の自由の不可侵の砦を突破することはできません。力は決して人々を得心させることができません。偽善者を作るだけです。諸王が宗教を保護せず、宗教に介入すれば、宗教を奴隷状態に置くことになります。宗教的無関心から全て

を承認することによってではなく、神がお許しになるもの全てを忍耐力をもって許すことで、また努めて人々を懇切な説得によって導くことで、すべての人に礼節ある寛容を施しなさい、と。

フェヌロンがカンブレで信教自由論を説いた相手の「ある青年君主」とは、カトリックのイングランド王ジェームズ2世と王妃メアリーの子に生まれたジェームズ・フランシス・エドワード・スチュアート (James Francis Edward Stuart, 1688-1766) であった。プロテスタントによる名誉革命(1688) 勃発と共に母とフランスへ逃れ、大陸ではシュヴァリエ・サン・ジョルジュと呼ばれた。スチュアート朝の王位継承権者であり、父の死後、スチュアート朝再興をめざすジャコバイトから「ジェームズ3世」と呼ばれた。『フェヌロン伝』の著者ラムジーはジャコバイトでもあった。

以上を要約しよう。島地が援用したフェヌロンの信教自由論は、カトリックのスチュアート朝王位継承権者ジェームズに、将来王位に就いた場合、プロテスタントの臣民をいかにカトリックに改宗させるか、その方法論をフェヌロンがみずからの実践経験をもとに説いたものであった。同時に、その「いかなる人力も心の自由の不可侵の砦を突破することはできない」との言葉には、カトリック教会の権威に服しながら、内的な信仰生活の自由を重んじたフェヌロンのキエティスム思想が込められていた。

島地は滞欧中に述作した宗教論「教法ノ原」で、「凡ソ欧州ニ学フ所ハ、其物ヲ取ルニハ非ス、而シテ其術ヲ取ルニアリ。我カ知識ヲ開キ、我カ利用ヲ興シ、我カ物産ヲ殖シ、我カ人民ヲ安ンス。皆彼ノ所為ヲ見テ我カ固有ノ物ヲ熾ニス。果シテ然ラハ、布教ノ術之ヲ倣フヘシ。教豈之ヲ彼ニ取ランヤ」<sup>(68)</sup>(下線、引用者)とキリスト教研究の意義を述べている。フェヌロンの信教自由論はまさにこの観点から撰取されたと見えよう。

## おわりに

### 鯨島書簡の意義

本稿の前半(第1章~第12章)では、鯨島尚信の岩倉具視あて1873年10月21日付書簡を検討した。この書簡で鯨島は、岩倉使節団帰国後の1873年の西欧政

治情勢について、イタリア国王・ドイツ皇帝の動静、ローマ教皇・ドイツ皇帝往復書簡、フランス王党派による王政復古の挫折とマクマオン大統領の任期、を報告していた。鮫島が利用できたであろう新聞など関連資料を参照しながら、書簡の読解と分析を進めた結果、報告された当時の西欧政治情勢に通底する基本問題として、フランス革命以来の宗教と国家の関係をめぐる問題が浮かび上がった。それはカトリックとプロテスタントの対立という性格から、必然的に国内的かつ国際的政治問題であった。

鮫島尚信は、19世紀後半の西欧におけるこの問題の基本資料のひとつともいえる教皇ピウス9世とドイツ皇帝ヴィルヘルム1世の往復書簡を翻訳し、この書簡に同封した。鮫島書簡の意義は、この往復書簡の翻訳において、未熟なフランス語知識にもかかわらず、両書簡の大意を把握し、ビスマルクの「文化闘争」(カトリック弾圧)をめぐる、教皇(鮫島の訳文では法王)と皇帝すなわちビスマルクとの原理的対立軸を明確に訳出した点に求められる。

教皇の断言：「凡<sup>(ひと)</sup>ソ一タヒ洗礼ヲ受ケシ者ハ其ノ貴賤ヲ論ゼス一<sup>(いつ)</sup>ニ皆ナ  
法王ニ属スル者ナリ」

皇帝の論駁：「上帝ノ前ニ在テハ則チ耶蘇ニ非スシテ而シテ豈ニ他ノ介導  
者ヲ須<sup>(ま)</sup>タンヤ」

この対立軸はもちろんヨーロッパでは宗教改革以来、自明であったが、近代的国民国家の成立過程における国家と宗教、「信教の自由」の問題はキリスト教世界のみならず、非キリスト教世界においても、解決を迫られる問題であった。

### キリシタン制札と文化闘争

本稿の後半(第13章～第15章)では、鮫島書簡の分析から浮かび上がった国民国家成立過程における「信教の自由」の問題を岩倉使節団との関わりで考察した。ここでは、ひとつの新史料をてがかりに、本稿後半の所論を発展的にまとめておきたい。

岩倉具視は米欧視察中、備忘手帳に、日本の歴史・地理・法制・度量衡・習俗・文化などの要綱を書き入れ、常に携行していた。それを山本復<sup>またいち</sup>一が書き写



した冊子が伝わっている。表紙に「此書ハ明治四年特命全權大使岩倉公欧米各国巡回ニ付史官ニ命シ取調手帳ニ写取ラレ携帯書ノ写<sup>(69)</sup>」とある。復一は秘書として岩倉に随行し、セントラル・パシフィック鉄道に乗り、ソルトレークのもルモン教会、ナイアガラ瀑布を見学したあと、明治5年3月24日に帰国した。みずから記した『周球雜記』<sup>(70)</sup>(「米国ニ赴キ於船中所記日乗」)、『岩倉公ニ随行ノ節小生取調候心得書』<sup>(71)</sup>とともに、この写本を大切に伝えている。おそらく、随行時に岩倉の備忘手帳から写させてもらったのだろう。

目次は「第一 国名之事」にはじまり、「第五 五畿内八道之國郡」「第九 開闢以來之皇統并年数」「第十 三種神器」「第廿四 外国交際条約」「第四十九 結髮之事」などをへて、「第五十二 二十一代集著述者之事」まで全52項に及ぶ。

「第三十六 明治之御誓文」(慶応4年3月14日布告の五箇条の御誓文)に続き、「第三十七 三枚制札」がある。慶応4年3月15日布告の「五榜の掲示」は第1札が「五倫札」、第2札が「徒党札」、第3札が「切支丹札」である<sup>(72)</sup>。しかし、この「三枚制札」は第2札が「切支丹札」、第3札が「徒党札」となっている。キリスト教禁教をより重視してこのように順序を変更した高札は、いつ、どこで掲示されたものか、未詳である。また、この「切支丹札」は「一切支丹邪宗門ノ儀ハ」で始まる1条ではなく、「切支丹宗門」と「邪宗門」を分けて2条としたものである。徒党・逃散・強訴を禁じた「徒党札」も含めて、全文は次の通りである。

第一札

定

一人たるもの五倫の道を正くすへき事  
一鰥寡孤独廢疾ものを憫むへき事  
一人を殺し家をやき財を盗むこの悪行あるましき事

太政官

第二札

定

一切支丹宗門の儀ハ是まで御制禁の通り堅ク相守るへき候事<sup>(ママ)</sup>  
一邪宗門の儀ハ堅く禁止の事

## 太政官

### 第三札

#### 定

何事によらずよろしからざる事ニ大せい申合候を何事によらずよろしからざる事に大せい申合せと、うとなへしてねかひ事くわたつるをごうそといひ或は申合せ居町居村をたちのき候をてうさんと申す堅く御法度たり若右類之儀これあらハ早々其筋ノ役所え申出べし御ほうび下さるへき事

#### 太政官

右いつれも明治戊辰の三月に定メられて諸国ニ掲示せらる

このように、岩倉はいわば五箇条の御誓文とキリシタン禁教の制札を常に携行して米欧を回覧したといっても過言ではない。その制札によって処断された浦上キリシタン3000余名の流配が招いた、欧米キリスト教国からの抗議と「信教の自由」の要求に、岩倉は回覧中たえず対応を迫られた。

しかし、岩倉使節団が回覧した欧米キリスト教国は、儒者であり文明批評家でもあった久米邦武が米欧流行の「モラルフィロソフィー」に非キリスト教な世俗道徳模索の気運を看取したように、社会の世俗化が進行中であった。フランス革命と産業革命によっていち早く世俗化が進んでいた英仏2国に比して、ドイツ帝国は世俗化が遅れ、多数派のプロテスタントと少数派のカトリックの対立が激しかった。そうした国内事情のなかで、プロテスタント的なプロイセンを中心とする国民国家形成を急いだビスマルクがカトリックの政治的台頭を押さえ込もうと発動したのが、「文化闘争」と名付けられたカトリック弾圧であった。

岩倉使節団のベルリン滞在自体はわずか20日間であったが、欧州滞在中に木戸孝允・島地黙雷・青木周蔵の防長グループが連携して集中的に行ったキリスト教研究は、「文化闘争」下の反カトリシズム、反教皇至上主義を色濃く反映していた。そのため、ビスマルクによるイエズス会追放は是認され、イエズス会の流れを汲むと理解された浦上キリシタンの流配はイエズス会追放をもって正当化された。ビスマルクの強権主義に批判的だった久米邦武は使節団のなかで例外的であった。

岩倉使節団がドイツより先に訪れたフランスは、パリコミュン後の政治的

不安定期にあり、フランス革命以来の世俗主義・自由主義の理念をかかげる共和派とカトリック的な「宗教の自由」を擁護する王党派が対立していた。岩倉使節団にとって、戦勝国プロイセンのビスマルクがドイツ帝国のプロテスタント的国民国家形成に邁進する姿は、日本の国作りのモデルとなった。教部省が神道中心の国民教化を模索していた当時、島地はプロイセンのプロテスタントイスムにならって仏教国教化を構想した。プロテスタント的な「宗教の自由」は島地に好都合だった。しかし、島地はキリスト教文明社会の世俗化にもっとも原理的な異議を唱えたピウス9世が守ろうとしたカトリック的な「宗教の自由」も、ビスマルクがプロテスタント的な「宗教の自由」をも束縛した「学校監督法」も知らなかった。この法律は公教育の世俗主義的な国家管理をめざしたもので、その立法精神は島地の仏教国教化構想に反するものであった。

岩倉使節団の正使岩倉と副使木戸孝允・大久保利通・伊藤博文・山口尚芳の5人が福音同盟会ドイツ支部幹部と行った1873年3月19日の会談と手交された文書を当時のドイツ語新聞記事によって分析した結果、日本にプロテスタントイスム（福音主義）と「宗教の自由」によるプロイセン型の文明開化を迫るドイツ側に対して、5人は一致して慎重な漸進主義をとり、キリスト教解禁を回避したことが分かった。

### フェヌロン信教自由論の背景

本稿の最終章（第16章）では、神道中心の強権的な国民教化政策を進める教部省を批判するために島地が援用したフェヌロンの信教自由論はフェヌロン『国王の良心指導』（1784）であることを確認し、その成立史を解明した。また、フェヌロンの信教自由論の背景として、ルイ14世がカトリック国教化のために行った専制主義的なユグノーの武力弾圧下でフェヌロンが派遣僧として従事したユグノー改宗実践、およびフェヌロンが晩年に傾倒した異端のキエティスム思想を指摘した。島地の信教自由論の背景として、真宗教団のキリシタン説論の実践経験を、フェヌロンにおけるユグノー改宗実践と同様に位置づけることが可能かもしれない。この点は、今後の課題である。

## 註

- (1) ウルリヒ・ヴァッテンベルク (2002) 「ドイツ 二つの新興国の出会い——一八七三年三月七～二八日、四月一五日～一七日、五月一日～八日——」『欧米から見た岩倉使節団』(イアン・ニシュ編/麻田貞夫他訳、ミネルヴァ書房) 164頁。
- (2) 『岩倉公実記』中巻、「具視外務卿「ビスマルク」ノ招宴ニ赴ク事」1037～1039頁。
- (3) 『米欧回覧実記』岩波文庫版 (三) 330頁。
- (4) 『米欧回覧実記』岩波文庫版 (一) 345頁。
- (5) ビスマルクのカトリック弾圧政策の結果、強制民事婚は現在も維持されているが、これを除いて、最も長期間維持されたのは、1872年7月4日成立の「イエズス会法」であった。これによってイエズス会は1917年の解除まで45年間、ドイツ帝国全領域から追放された。
- (6) 『米欧回覧実記』岩波文庫版 (一) 344～345頁。
- (7) 『米欧回覧実記』岩波文庫版 (一) 345頁。
- (8) 久米は帰国後、欧米体験をふまえて宗教と歴史の比較史的研究を深め、儒教的道徳主義をベースに日本のキリスト教社会に接近した。山崎渾子 (2006) 『岩倉使節団における宗教問題』(思文閣出版)、II-3 「『米欧回覧実記』編者久米邦武の宗教観」参照。
- (9) 山崎渾子 (2006)、136～137頁。山崎は森有礼がランマンに書かせた *Life and Resources in America* の一章 *Educational Life and Institution* 中に引用される '*If moral philosophy is to be taught, it must be Christian ethics.*' とのハーバード大学教授の意見を紹介している。
- (10) ちなみに、『泰西勸善訓蒙』(明治6年)の原典ボンヌ『初等学校・成人学級用実践道徳入門講義』L.-Ch. Bonne, *Cours élémentaire et pratique de morale pour les Ecoles primaires et les Classes d'adultes*. Paris, Ch. Delagrave et Cie, 1867. はカトリックの小学校用道徳教科書である。
- (11) 『米欧回覧実記』岩波文庫版 (三) 285頁
- (12) 『米欧回覧実記』岩波文庫版 (四) 204～205頁。
- (13) 家近良樹 (1998) 『浦上キリシタン流配事件—キリスト教解禁への道』(吉川弘文館) はこの太政官布告が出された理由は不明であるが、その契機として太政官正院に対する大蔵大輔井上馨の改心者帰郷措置の進言 (明治5年1月) があり、この進言は明治4年11月に起きた伊万里県キリシタン投獄事件によって生まれた欧米諸国の不

信と非難をかわすためになされたのではないか、と推測する(182頁)。

- (14) 『木戸孝允文書 四』384頁。
- (15) 『明治史料』第6号(明治史料研究連絡会、1961)所収「欧米巡遊中の岩倉具視書翰(三)」、30頁。山崎渾子(2006)は「岩倉も木戸も単に信仰の自由に反対し始めたのではなかったことがわかる。つまりビスマルクの文化闘争の攻略から、信仰の自由政策も立憲や教育と表裏をなしていることを学んだのである」(143頁)と両書簡を解釈しているが、両者はビスマルクの文化闘争に、キリシタン禁教政策を正当化する根拠を見出したに過ぎない。
- (16) History and Prospects of the Evangelical Alliance. London, Office of the Evangelical Alliance, 1859. p. 6 ff. 中村敏(1984)「日本初期プロテスタンティズムに及ぼした福音同盟会の影響」『キリスト教史学』38号、第1章「福音同盟会：その起源、目的、活動」(1~15頁)参照。
- (17) Report of the Deputation of the American Branch of the Evangelical Alliance. Appointed to memorialize the Emperor of Russia on behalf of Religious Liberty. New York, 1871. および Edward Steane, *The Evangelical Alliance and Religious Liberty. An Appeal, on behalf of the Lutherans of the Baltic Provinces of Russia and against the Persecution by the Orthodox Greek Church of that Empire*. London, Office of the Evangelical Alliance, 1864. 参照。
- (18) 中村敏(1984)16~19頁による。
- (19) イアン・ラックストーン(2002)「イギリス(2) 岩倉使節団—その意図、目的、成果」『欧米から見た岩倉使節団』(イアン・ニシュ編/麻田貞夫他訳、ミネルヴァ書房)79頁。
- (20) 正使・副使6名全員の署名は省略されていない。
- (21) Evangelical Christendom. March 1, 1873. Pp. 29-30.
- (22) *Ibid.* June 2, 1873. P.192.
- (23) ベーター・パンツァー『「米欧回覧実記」に登場すること、しないこと—ドイツ、オーストリア、スイスにおける岩倉使節団—』『岩倉使節団の再発見』(米欧回覧の会編、思文閣出版、2003)は「三月十九日のプロテスタント教団連盟代表団による訪問」について、「もちろんこれは事前に願い出た正式訪問であった。そのメンバーはドイツ帝国のプロテスタント教会の中でも地位の高い五人の人々であった。一人はプロテスタント教会の新聞の編集長であり、一人は宮廷の上級牧師である。彼らの目的

- は日本に於けるキリスト教布教を許可するよう願った書面を大使に手渡すことにあった。」(38頁)とのみ記載し、使節団から渡された署名入り文書には言及していない。
- (24) ウルリヒ・ワッテンベルク (2002)、166～167頁。英文論文の望田幸男訳による。この翻訳では Evangelical Alliance を「福音主義教会連盟」と訳す。引用文中の(ママ)は引用者の追加である。
- (25) Kitzinger Anzeiger. Nr. 75. Donnerstag, den 27. März 1873.
- (26) リチャード・シムズ (2002)「フランス 友好的イメージをつくるには——一八七二年一月一日～一八七三年二月一日」『欧米から見た岩倉使節団』(イアン・ニシュ編/麻田貞夫他訳、ミネルヴァ書房)、118頁。
- (27) 『欧米から見た岩倉使節団』(イアン・ニシュ編/麻田貞夫他訳、ミネルヴァ書房) 119頁。
- (28) Le XIXe siècle, le 15 octobre, 1873. "Lettres du Japon. Kosats (Japon), 9 août 1873."
- (29) "Bernstorff, Andreas Graf von", *Biographisch-Bibliographisches Kirchenlexikon*, Band XXVII (2007). [http://www.bautz.de/bbkl/b/bernstorff\\_a.shtml](http://www.bautz.de/bbkl/b/bernstorff_a.shtml)
- (30) *Neue Preussische Zeitung*, 25 März 1873. 本記事は Dr. rer. nat Ulrich Wattenberg (IAAW, Berlin) 提供の復写資料による。
- (31) 山崎渾子 (2006)、68～71頁。佐賀藩士出身の山口尚芳 (1839～1894) の伝記は、川副義敦 (2022)『海に火輪を 岩倉使節団 やまぐらますかみ 山口尚芳を知っていますか』(佐賀新聞社刊)を参照。同書「明治初年の尚芳の動向」の項では、山口尚芳の履歴書によって、明治元年「十二月には米欧使節団の派遣に伴う事務調査として、翌明治二年二月まで長崎に出張している」とあるが、調査内容には触れていない。
- (32) 安丸良夫・宮地正人 (1988)、243頁。
- (33) 板根義久 (1985)『明治外交と青木周蔵』刀水書房、47頁。
- (34) 『岩倉具視関係文書 五』、309頁。
- (35) 板根義久 (1985)、45～48頁。
- (36) 家永三郎・松永昌三・江村栄一『明治前期の憲法構想』福村出版、1969、52頁。
- (37) 『幕末明治新聞雑誌全集』第6巻下(世界文庫、1961)所収。題目の下に「右ハ京都府ヨリ正院へ建言相成タル由大坂新聞ヨリ抄出ス」との細字双行注がある。「大坂新聞」掲載記事は未確認。
- (38) 『明石博高と島津源蔵－京の近代科学技術教育の先駆者たち－』(国際日本文化研

究センター、2021年1月)、『企画展 明石博高－京都近代化の先駆者－』(国際日本文化研究センター、2022年3月)、『企画展「明石博高－京都近代化の先駆者－」展示資料目録』(神田外語大学附属図書館、2022年4月)参照。

- (39) 三条教則「第一条 敬神愛国ヲ旨トスヘキ事、第二条 天理人道ヲ明ニスヘキ事、第三条 皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」。
- (40) 教部省設置にいたる島地黙雷と木戸孝允の連携については、新田均(1997)『近代政教関係の基礎的研究』大明堂、8～10頁参照。
- (41) 『幕末明治新聞雑誌全集』第6巻下、520～521頁。
- (42) 福嶋寛隆(1978)「海外教状視察－廃仏状況下の西欧－」『龍谷大学論集』413号、47頁。
- 堀口良一(1996)「長州出身者の反キリスト教論－木戸孝允・青木周蔵・島地黙雷の場合－」『帝塚山大学教養学部紀要』第46輯、20～22頁。
- (43) 堀口良一(1996)、28～29頁。
- (44) 「宣教ノ官に換るに総じて教義を督するの官を以てし僧侶を督正して布教の任に充て、以て外教を防がしめ玉はんことを請建言」『島地黙雷全集一』および安丸良夫・宮地正人(1988)『宗教と国家』(日本近代思想体系5、岩波書店)所収。
- (45) 安丸良夫・宮地正人(1988)、234頁。
- (46) この建白書は明治5年11月20日にパリで島地から由利公正に託され、由利の帰国後、大洲鉄然に渡されたと推定されている。大洲から政府に提出されたかどうかは、不明。新田均(1997)44頁参照。大洲から成立の明治5年12月は堀口良一(1996)、41～42頁にしたがって、旧暦ではなく新暦とする。
- (47) 安丸良夫・宮地正人(1988)、241～242頁。
- (48) 『島地黙雷全集』第5巻所収「航西日策」48～51頁参照。
- (49) 新田均(1997)、45頁、注(78)による。
- (50) 「浮伝」は「浮傳」の校訂ミスか。
- (51) 『島地黙雷全集』第1巻、206頁。
- (52) 以下の引用は『島地黙雷全集』第1巻、215頁の所論による。
- (53) 島地の新教優越論はロンドン滞在中、木戸孝允を介して岩倉具視に献呈したという「欧州政教見聞」にもみえる。米国のプロテスタント「宗派ノ多キ、大小計スルニ二十有余ヲ得。畢竟同源異流ニシテ、其後ニ出ヅル者ハ、概ネ先ニ出ヅル者ヨリ巧也。而シテ其最異ナル者ハ、三位一体ノ説ヲ破シテ、耶蘇ハ神ニ非ズ、亦精靈ナシト

ユフユニテリアン派立之。之ヲ以テ旧教ニ比スレバ優劣固ヨリ同日ニ非ズ」(『島地黙雷全集』第1巻、201頁)。福嶋寛隆(1978)、56頁注(7)参照。

(54) 同上「航西日策」40頁。

(55) 新田均(1997)48~50頁。

(56) 安丸良夫・宮地正人(1988)、246~247頁。

(57) 『島地黙雷全集』第1巻5頁。新田均(1997)69~70頁および89頁注(3)、参照。

(58) <https://gallica.bnf.fr/ark:/12148/bpt6k5603614g.texteImage>

(59) Fénelon, *op. cit.*, pp. 147-148. ちなみに、この一節の19世紀に流布した英訳は次の通り。

Above all things, never compel your subjects to change their religion. No human power can force the impenetrable intrenchments of liberty in the human heart. Force can never persuade men; it can only make hypocrites. When kings interfere with religion, instead of protecting it they enslave it. Grant to all religions a political toleration; not equally approving of all, as if you were indifferent, but patiently allowing all that God allows, and endeavouring to lead men by gentle persuasion.

(Eliza Lee Cabot Follen, *Selections from the writings of Fenelon*. London, 1850. pp. 123-124.)

(60) 前注に引用した英訳では、原文の *Accordez à tous la tolérance civile* (すべての人に市民的寛容を施せ) を *Grant to all religions a political toleration* (すべての宗教に政治的寛容を与えよ) と誤訳している。

(61) *Directions pour la conscience d'un roi, ou examen de conscience sur les devoirs de la royauté, par Fénelon* [sic]. Paris, Antoine-Augustin Renouard, 1825. "Avertissement", pp. [v]~vi による。この前書きによれば、ルイ16世はオランダから秘密裏に持ち込まれた禁版を偶然読んで感激し、1774年に再版を命じ流布させたという。

(62) M.L.F. De Bausset, *Histoire de Fénelon, composée sur les manuscrits originaux*. Tome I, Paris, 1808. pp. 87-103に詳しい。

(63) M.L.F. De Bausset, *op. cit.*, p. 286.

(64) Georges Dole, 'La querelle quiétiste et l'exil de Fénelon.' *Nouvelle revue théologique*. 129 (2007), p. 90.

(65) Ramsay, *Histoire de la vie de (...)Fénelon, archevêque duc de Cambrai*. La Haye, 1723. pp. 110 ff.



(66) Marialuisa Baldi, 'Un «caméléon en intrigue». Le chevalier Ramsay entre France et Grande-Bretagne.' in *La Lettre Clandestine*. PUPS, no 15 (2007), p. 151.

(67) Ramsay, *op. cit.*, p. 181. 18世紀の同書の英訳では次の通り。

Towards the year 1709, a young prince spent some time with him at his palace, and in diverse conversations they had together, listened to him with great veneration and docility. The archbishop recommended to him above all things, never to compel his subjects to change their religion. "Liberty of thought, said he to him, is an impregnable fortress which no human power can force. Violence can never convince; it only makes hypocrites. When kings take upon them to direct in matters of religion, instead of protecting it, they bring it into bondage. You ought therefore to grant to all a legal toleration, not as approving every thing indifferently, but suffering with patience what God suffers, and endeavouring to reconcile the misled by soft and gentle persuasions."

—The Life of Francois de Salignac De la Motte Fenelon, Archbishop and Duke of Cambrai, Author of Telemachus, &s. Written by the Chevalier Ramsey. Dublin, James Hoey, 1771. pp. 136-137.

(68) 『島地黙雷全集』第一巻、193頁。福嶋寛隆(1978)、56頁注(7)は「教法ノ原」もロンドン滞在中、木戸孝允を介して岩倉具視に献呈されたと推定する。

(69) 山本読書室資料1164(岩倉公取調手帳写)。岩倉家には岩倉具視がアメリカで購入したとみられるメモ帳が伝わっており、その自筆箇条書きには、「プロテスタントノ事」「宗旨ノ事」「宗旨の義申出テ<sup>(つとめ)</sup> 勸テ合議ノ事」などの項もあるという。岩倉具忠「米欧回覧にあたり岩倉具視が携帯したメモ帳とその周辺—欧化にともなう利害得失とその対策—」『岩倉使節団の再発見』(米欧回覧の会編、思文閣出版、2003)、108～115頁。この「宗旨の義申出テ<sup>(つとめ)</sup> 勸テ合議ノ事」は岩倉がロンドン到着後、1872年8月25日(明治5年7月22日)付けで、副使らを召集した対英交渉準備会議の議題と思われる。

(70) 山本読書室資料1169

(71) 山本読書室資料1166

(72) 鈴江英一(2000)、19頁。